

(様式3 公表の表紙)

つくば市文化財保存活用計画(案)の
パブリックコメント手続の実施について

平成30年12月
つくば市教育局文化財課

案件名	つくば市文化財保存活用計画(案)
募集期間	平成30年12月7日～平成31年1月7日
担当課	教育局文化財課
問合せ	TEL 029-883-1111 (内線)4602

■ 意見募集の趣旨

つくば市教育委員会では、つくば市の文化財行政の基本的な方針を定める「つくば市文化財保存活用計画」を策定いたします。つきましては、計画案を公表しますので、市民の皆さんの意見をお寄せください。

■ 資料

- ・つくば市文化財保存活用計画(案)
- ・つくば市文化財保存活用計画(案)の背景・経緯等
- ・つくば市文化財保存活用計画(案)概要版

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・教育局文化財課（4階）
 - ・各窓口センター
 - ・各地域交流センター

※施設閉庁日を除く

- 郵便
 - 〒305-8555
 - つくば市研究学園一丁目1番地1
 - つくば市教育局文化財課

- ファクシミリ 029-868-7637

- 電子メール edc071@city.tsukuba.lg.jp

- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、「(様式3の3)パブリックコメント意見提出様式」やホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、御意見を提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市文化財保存活用計画の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表いたします。個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報（つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報）については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。
また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 平成31年2月ごろを予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、教育局文化財課、
 情報コーナー（庁舎1階）、
 各窓口センター、各地域交流センター

つくば市

文化財保存活用計画（案）

—「市民が誇り、市民とともに伝える文化財」へ向けて—

平成 31 年□月

つくば市

はじめに

茨城県の南西部に位置するつくば市は、北に筑波山を仰ぎ見、南に牛久沼を見渡す豊かな自然地形の中、約4万年前の原始時代から研究学園都市に象徴される現代まで連綿と人々が暮らしてきた地域です。いくつかの時代には茨城県（常陸国）の一大中心地であったため、市域にはその歴史を示す6件の国指定文化財をはじめ、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）を含め750近くの文化財が所在しています。これらつくば市のみならず、県や国をも代表するような物件も多い貴重な文化財を残し、活用しつつ後世に伝えることは行政に求められる重要な施策のひとつです。しかしながら、これまでつくば市には文化財を保存活用していくための保護施策を体系的にまとめた基本計画は作られていませんでした。そのため、平成28年度（2016）に大規模な史跡の復元整備事業が一段落し、昭和62年（1987）のつくば市誕生から30年が経過したことを契機に『つくば市文化財保存活用計画』を策定し、一層の文化財保護・活用を図っていくことに至った次第です。

また、つくば市は、国連サミットで採択された2030年を達成期限とする国際社会全体の17の目標からなるSDGs（持続可能な開発目標）の理念と親和した「持続可能な都市ヴィジョン」を平成30年（2018）に示しました。つくば市には、文化財をはじめ豊かな自然、最先端の科学技術、世界に開かれた多様性など先人たちにより守り受け継がれてきた多様な資源があります。これらを市民とともに未来へと引き継ぎ歴史や文化を継承していくことは、持続可能な都市である「世界のあしたが見えるまち」へとつながります。

平成31年 月

つくば市教育委員会教育長

門 脇 厚 司

目次

第1章 策定の目的、行政上の位置付け

1

- 第1節 策定の必要性
- 第2節 本計画の位置付け
- 第3節 本計画の概要
- 第4節 文化財の種類と保護制度
 - 1.文化財の種類
 - 2.指定等文化財について
 - 3.つくば市の文化財保護施策の変遷
 - 4.文化財行政担当職員数

第2章 つくば市と市域の歴史文化の特徴

6

- 第1節 つくば市の現状
 - 1.位置と地勢
 - 2.気候
 - 3.人口
- 第2節 つくば市の歴史文化の概要と特色
 - 1.つくば市の地形
 - 2.つくば市の歴史
- 第3節 つくば市の文化財の指定・種類別特徴
 - 1.つくば市の文化財の概要
 - 2.文化財指定種類ごとの文化財の概要

第3章 文化財保存・活用の現状と課題

19

- 第1節 文化財把握のための各種調査
 - 1.文化財の基本調査
 - 2.埋蔵文化財調査
 - 3.文化財の現状確認調査
 - 4.市史編纂
 - 第2節 文化財の保存
 - 1.指定等文化財
 - 2.民間所有文化財保存への支援
 - 3.史跡の保存
 - 4.埋蔵文化財
 - 第3節 文化財の活用
 - 1.普及・周知
 - 2.学校・子ども
 - 3.市民協働
 - 4.維持・管理
 - 第4節 つくば市の文化財施策の現状と課題のまとめ
 - 1.都市化に伴う社会情勢の変化
 - 2.調査・保存・活用の好循環の形成
-

第4章 文化財保存・活用の基本的方針

31

- 第1節 基本理念・基本方針・基本施策
- 第2節 施策の体系
- 第3節 施策と事業評価の体系

第5章 文化財保存・活用のための施策

36

第1節 施策の内容

基本施策1 文化財の現状や価値を正しく把握する

- 1-1 各種文化財基本調査事業
- 1-2 埋蔵文化財調査事業
- 1-3 文化財現況確認事業
- 1-4 市史編纂事業

基本施策2 文化財を適切に後世に伝える

- 2-1 各種文化財保存事業
- 2-2 史跡保存事業
- 2-3 埋蔵文化財保存事業
- 2-4 民間所有文化財支援事業

基本施策3 文化財を市民のために活用する

- 3-1 文化財普及・周知事業
- 3-2 学校での伝統文化教育支援事業
- 3-3 文化財サポーター事業
- 3-4 文化財展示施設管理事業

第2節 好循環への取組み

第6章 計画の推進方策

45

第1節 文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針

- 1. 全庁的な取組みの推進
- 2. 市民や他機関との連携

第2節 「つくば市文化財保存活用計画」の運用と見直し

附章 資料編

47

- 資料1 策定の経過
 - 資料2 関連基本計画類概要
 - 資料3 調査概要表
 - 資料4 意識調査結果
 - 資料5 用語集
-

第1章 策定の目的、行政上の位置付け

第1節 策定の必要性

関東平野の北東部にそびえる筑波山（標高 877m）の南麓に広がるつくば市は、国家プロジェクトで建設された筑波研究学園都市で知られ、つくばエクスプレス開業による発展も加わり、人口増加が進む都市です。その研究学園都市も昭和 38 年（1963）年の閣議了解、7年後の建設開始から 50 年以上経過し、周辺の伝統ある集落とともにつくば市の歴史そのものになっていると言えます。昭和 62・63 年（1987・1988）と平成 14 年（2002）に計 6 町村が合併したおおよそ南北 30km・東西 15km（東京 23 区とほぼ同じ）、面積約 284 km²の現在のつくば市には、旧石器時代以来約 4 万年の人々の生活の痕跡が残されています。市内に所在する国・県・市の指定文化財件数は、国 6 件、県 29 件、市 83 件の計 118 件で、国の登録文化財 6 か所 23 件、埋蔵文化財包蔵地 627 か所、市の認定地域文化財 1 件もあり、つくば市のみならず、県や国を代表するような物件も多く、市の文化財や歴史を物語る資料館も 5 館あります。

こうした先人の活動の貴重な歴史の証拠、暮らしの記録・記憶や民間の祭礼・風習、特徴的な動植物といった文化財は、一度失ったら二度と元には戻りません。従いまして、それらを保護することは、文化財所有者等が自ら行うだけでなく、国民の務めでもあり、国や地方自治体はそのために必要な施策を行うことが法や条例で定められています。

文化財の保護は保存と活用からなるとされていますが、つくば市の文化財保護行政には、都市化の進行による各種文化財の消滅や担い手不足といった困難が増しつつある文化財の保存や維持管理、小規模分散型である展示施設の活用その他、多くの課題が見受けられます。しかしながらこれまでは、大規模主要事業として国指定史跡毎に個別に策定した保存・復元等の計画類はあったものの、これらの課題を抽出し対応を図るような文化財保護行政全体の基本計画はありませんでした。その必要性を感じる中で、個別計画として実施してきた平沢官衙遺跡に続き小田城跡の復元整備事業が平成 28 年度（2016）に終了し、大規模事業が一段落したことを受け、つくば市文化財行政の今後の指針となる保存・活用計画の策定が緊急性を帯びてきました。また、文化財保護部局との検討を経て市他部局が策定した各種基本計画類で実施を求められる施策を整理し、連携を一層深めていく必要もあります。さらに、つくば市の人口は、筑波研究学園都市の総合起工式が行われた翌年、昭和 45 年（1970）の常住人口が 78,110 人だったのに対し、平成 29 年（2017）には 233,549 人と 50 年近い間にほぼ 3 倍に増えています（『統計つくば』平成 29 年度版。各年 10 月 1 日現在）。この中には市域で生まれた方に加え、市外からの移住者も多くこの状況はつくば市の特徴のひとつです。平成 17 年（2005）開通のつくばエクスプレスにより都心と 45 分で結ばれ、東京との距離は非常に近づいており、人口の増加は今後も続くと推測されています。そのような方々とともに市民全体で、つくばの歴史や文化財を知り、残していただくことは非常に重要と考えます。

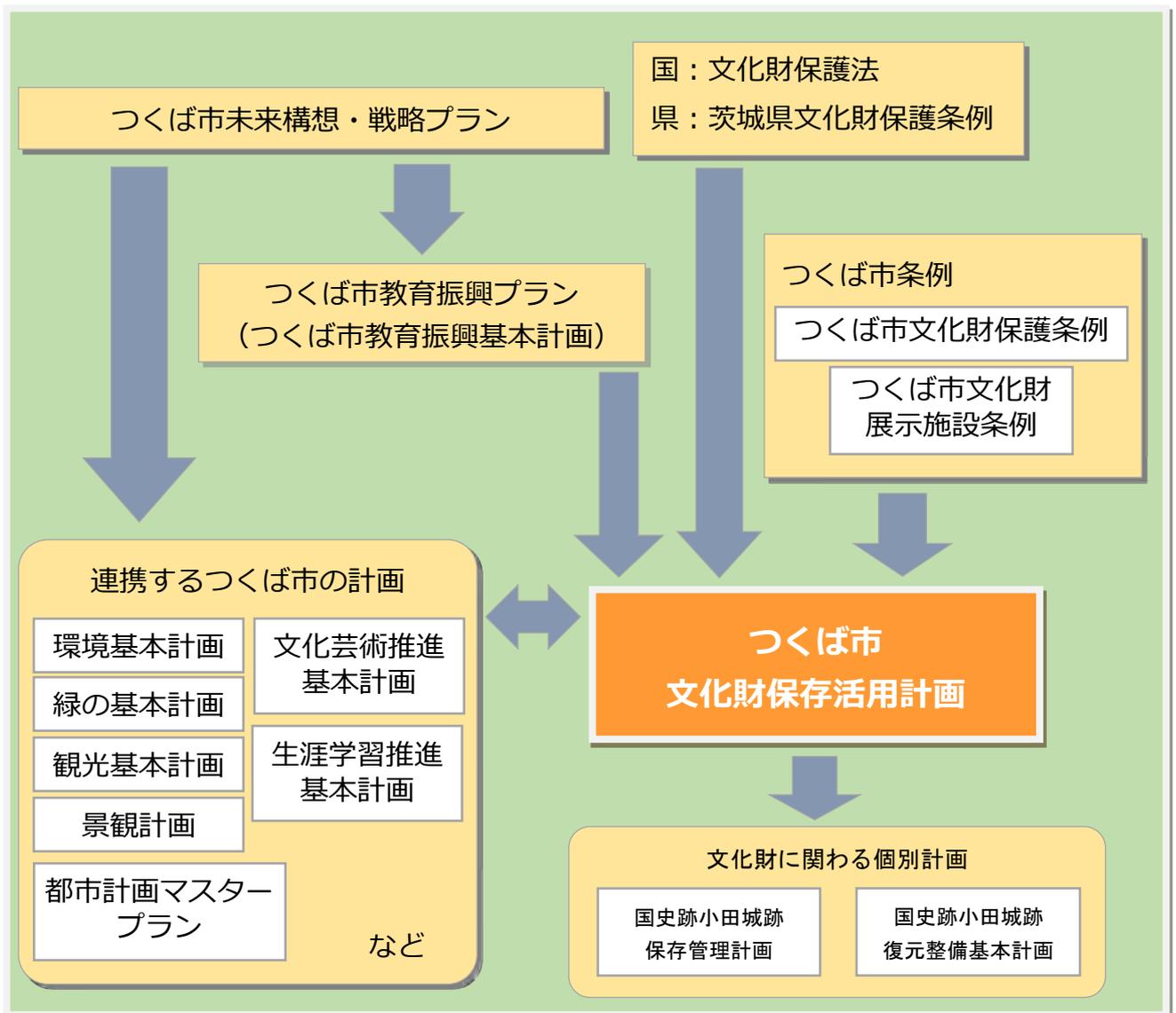
こうした経緯及び平成 29 年（2017）がつくば市誕生 30 年となることも契機として、『つくば市の文化財保存活用計画』（以下、本計画と記す場合があります）を策定します。

第2節 本計画の位置付け

つくば市では、目指すまちの姿やその実現のための基本的な方針等を示した『つくば市未来構想』と、市の主要な施策等を示した『つくば市戦略プラン』に基づきまちづくりを行っています。これらに加え、市の教育に関しては、『市教育振興プラン』がすでに策定されていることから、これらを上位計画に位置付けて本計画を策定します。

また、つくば市の基本計画類のうち、文化財の保存・活用に関連している『環境計画』、『景観計画』、『生涯学習推進基本計画』、『緑の基本計画』、『観光基本計画』、『文化芸術推進基本計画』などを並立し連携する計画とします。

さらに、本計画に基づいて『国史跡小田城跡保存管理計画』、『国史跡小田城跡復元整備基本計画』などの個別計画を位置づけます（『国史跡平沢官衙遺跡復原整備基本計画』は既に終了）。



第3節 本計画の概要

本計画策定にあたっては、つくば市文化財保存活用計画策定懇話会を設置し、途中で市民等及び所有者への意識調査（資料編参照）も行いながら、議論を重ねて計画案を作成しました。

本書の構成は、第1章で本計画に、第2章でつくば市の概要に触れた後、第3章で現状での課題を抽出し、第4章・第5章で対応策と実施する施策を提示、第6章で本計画の運用などを記述しています。なかでも、計画の核心は第3章から第5章までとなります。

市の文化財行政では、まず保護すべき対象の選定と内容把握の調査をし、重要なものは指定等制度によって保存、展示や講座等での活用をする流れとなっています。そのため、第3章以降は調査・保存・活用の流れに沿って、意識調査の結果も踏まえて記載しています。第3章で抽出した課題は2つにまとまりました。一つは伝統的な社会が都市化によって急激に変化し、各種文化財の消滅や担い手不足に至りつつあることで、もう一つは調査成果が保存や活用に十分に活かされていない等、事業間の連携が不足しており、市民が文化財のことを十分に知らないことです。これらの対策として、特に活用を強化することで市民に文化財の価値を理解してもらい、市民との協働の中で文化財を保存していくという流れを生むことが必要と考えました。

そこで導き出された本計画の基本理念が、第4章で示す「つくば市民が誇り、市民とともに伝える文化財」です。これを実現するための施策の基本方針は「文化財の調査・保存・活用の連携を強化し、好循環させ、つくば市の個性を活かした施策を推進する」としました。第5章では施策の詳細な内容とともに、基本方針を象徴する取組について記述しています。



平沢官衙遺跡歴史ひろば

第4節 文化財の種類と保護制度

1. 文化財の種類

文化財は、地域の歴史・文化などを理解するために重要な地域資源であり、建造物、美術工芸品、文献資料、民俗芸能、遺跡、自然景観などが含まれます。文化財保護法において、文化財は「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と区分されます。また、文化財のうち土地に埋蔵されているものを埋蔵文化財といいます。

区分	種類
有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他
無形文化財	演劇、音楽、舞踊、工芸技術その他
民俗文化財	風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる器具、衣服その他
記念物	1. 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の史跡 2. 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地 3. 動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む）その他の天然記念物
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及びその地域の風土によって形成された景観地
伝統的建造物群	周囲の環境と一体となって歴史的風致を形成している伝統的な建造物群
文化財の保存技術	文化財保存に欠くことのできない伝統的技術・技能
埋蔵文化財	・ 遺跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡等） ・ 遺構（住居・柱穴・溝等の構築物の痕跡） ・ 遺物（土器・石器等の道具や、骨・種子等の自然遺存体）

2. 指定等文化財について

文化財の保護施策の1つに、指定、登録等の制度があります。国指定文化財は、文化財保護法に、県指定・市指定文化財は県条例・市条例にそれぞれ基づき指定され、維持・管理や現状変更・修理についても細かく規定されています。国登録文化財についても同様に、文化財保護法に基づきますが、維持・管理や現状変更・修理についての規制は緩やかです。つくば市には、これらの他に指定や登録までには至らないまでも地域で大切にされている文化財を顕彰するため、認定地域文化財制度という独自の制度を市の規則で設けています。これら指定・登録・認定地域文化財を指定等文化財と表記することがあります。

3. つくば市の文化財保護施策の変遷

昭和	25年 5月 30日	「文化財保護法」の制定
	63年 1月 31日	つくば市文化財保護条例（条例第75号）
平成	3年 4月 1日	教育委員会事務局内に文化課設置
	6年 4月 1日	文化課を文化財専任とし、文化財課と改称
	9年 3月 25日	つくば市文化財展示施設条例（条例第27号）
	12年 4月 1日	行政改革により、文化財課が社会教育課（14年4月に生涯学習課と改称）内の文化財係となる
	13年 6月 26日	つくば市文化財保護指導員設置規則（教委規則第7号）
	20年 4月 1日	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、生涯学習課が市長部局に移る際、教育委員会事務局教育総務課内室として文化財室となる
	24年 4月 1日	つくば市国県指定等文化財保存活用事業補助金交付要綱（教育長告示第1号）
	24年 11月 30日	「つくば市認定地域文化財規則」（教委規則第10号）
	25年 4月 1日	機構改革により、文化財室が文化財課となる

4. 文化財行政担当職員数

現在、つくば市の文化財行政は専門員6名、事務員2名の計8名で担当しています。

つくば市文化財行政担当部署・職員数の変遷															
年度(平成)	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
組織	生涯学習課文化財係				教育総務課文化財室					文化財課					
文化財専門員数	3	3	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5(6)
事務職員数	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	1	2
職員数合計	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	8	8	6	7(8)
備考															1名増 (10/1)

※平成28年度までは、展示施設事務職員1名を含む

第2章 つくば市と市域の歴史文化の特徴

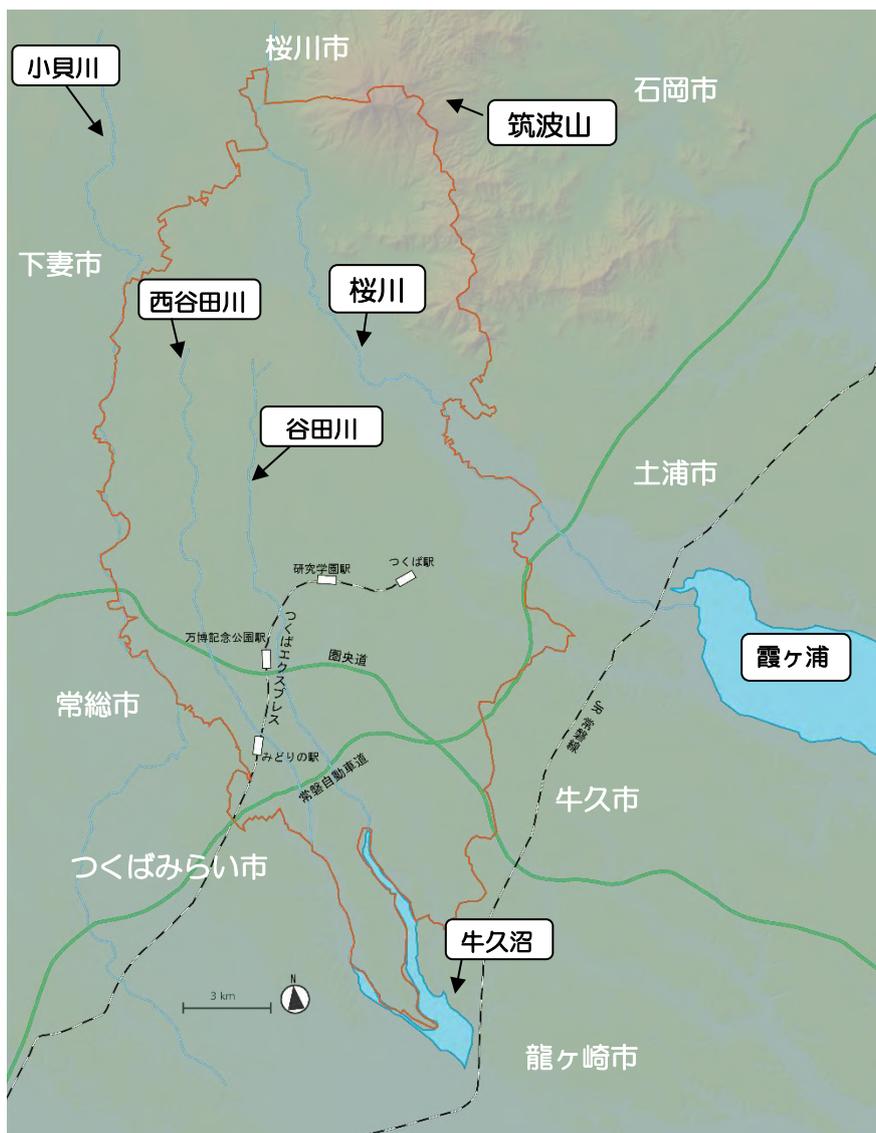
第1節 つくば市の現状

1. 位置と地勢

つくば市は、茨城県の南西部に位置し、茨城県の県庁所在地水戸市から南西に約 50km、首都東京から北東に約 50km の距離に位置しており、面積は 283.72 km²で、これは県内で 4 番目の広さになります。

北に関東の名峰筑波山を擁し、東方にはわが国第 2 位の面積を有する霞ヶ浦を控え、あわせて水郷筑波国定公園に指定されています。

また、筑波山地域を除く市域の大部分は、筑波・稲敷台地と呼ばれる標高 20~30m の関東ローム層に覆われた平坦な地形であり、南北に流れる小貝川、桜川、谷田川、西谷田川などの河川は、周辺の平地林、畑地あるいは水田等と一体となって落ち着いた田園風景を醸し出しています。



2. 気候

気候は、年間平均気温が 14.9 度と温暖な地域であり、年間降雨量は、1,407.0mm となっています（平成 28 年度）。また、降雪は年に 2~3 回程度で、特に冬季に吹く「筑波おろし」と呼ばれる乾いた冷たい風は、筑波山南部地域の特徴となっています。



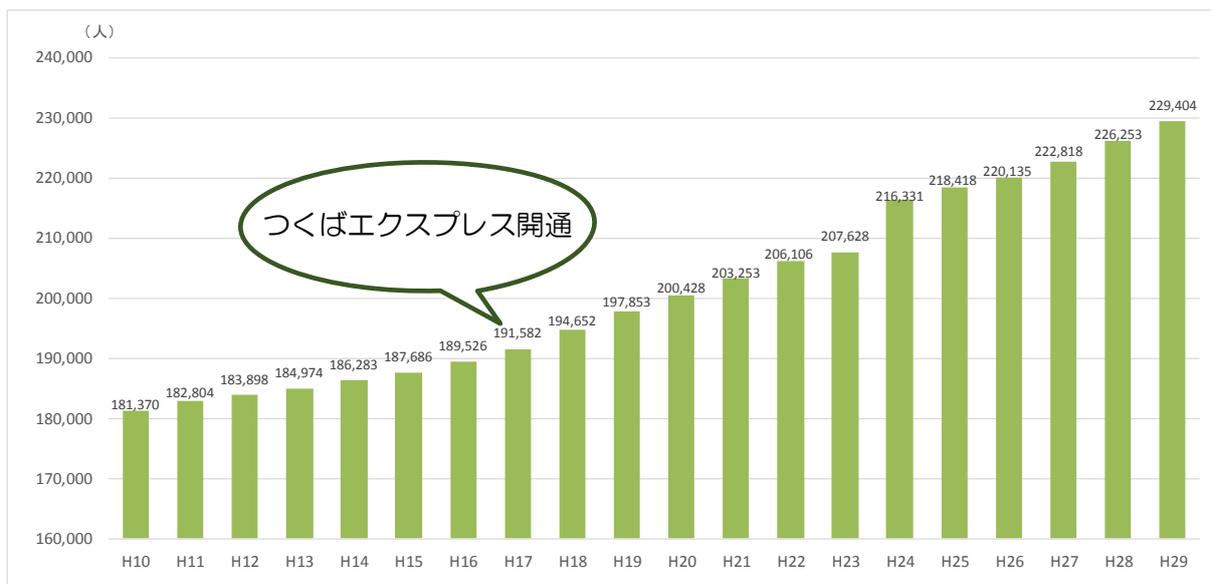
筑波山

3. 人口

昭和 44 年（1969）の研究学園都市開発事業の総合起工式以降、高度成長や公務員宿舍への入居により急速に人口増加が進みました。そして、平成 17 年（2005）につくばエクスプレスが開業しました。沿線開発によりさらに人口が増加しています。今後も、沿線開発が行われるため、人口増が見込まれています。

開発による人口増のため、現在つくば市に住んでいる方の多くは、他自治体から移住してきたと考えられます。

<つくば市の人口推移>



第2節 つくば市の歴史文化の概要と特色

1. つくば市の地形

筑波山地域

標高 877m の筑波山を最高点に、400～300mの尾根が屈曲しながら南北・東西にのびています。平沢山地の黒雲母片岩は古代から石材として利用され、古墳の石棺・石室や中・近世の板碑として使われました。また、小田から東部の山地で算出する花崗岩は中世の石塔等に利用されました。

桜川と桜川台地

桜川市に源流がある桜川は、霞ヶ浦に注いでいます。川沿いの桜川低地の標高は 2～20m で、広大な低地は、約 3～2 万年前までここを流れていた古鬼怒川がつくりだした谷に由来しています。

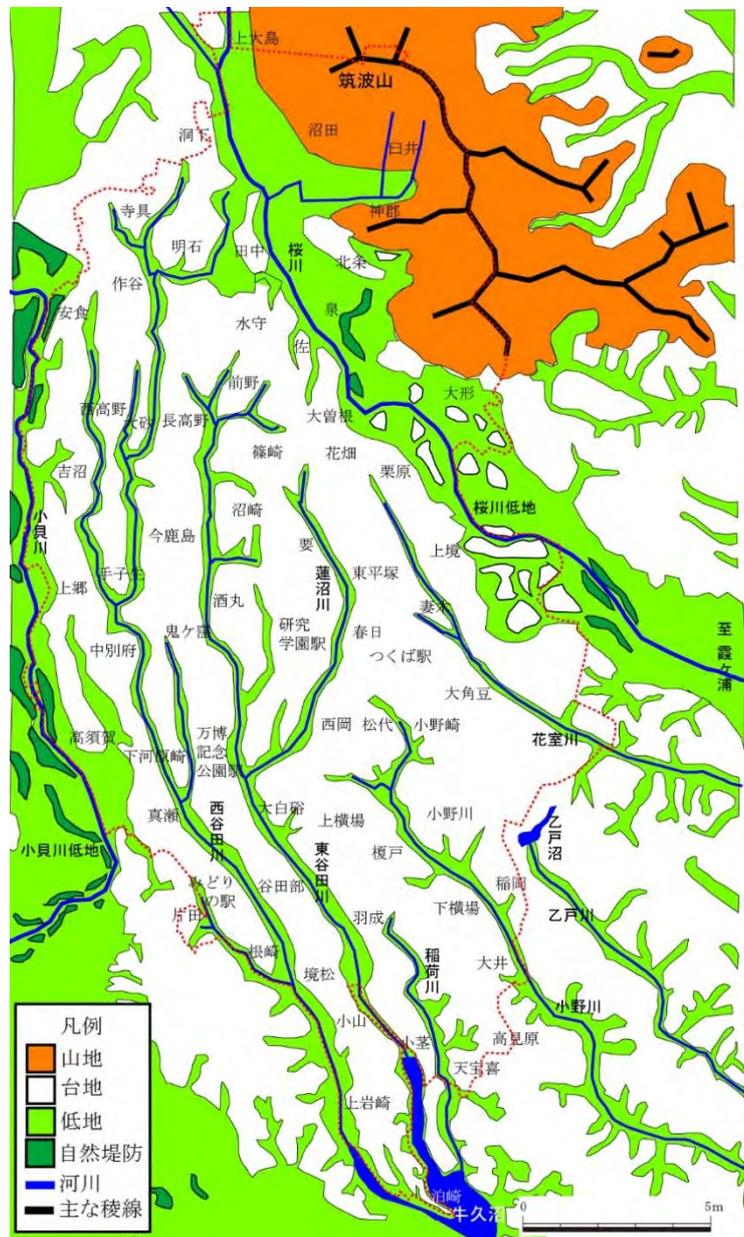
小貝川と川沿いの低地

栃木県那須烏山市に源流がある小貝川は、末流は利根川に合流します。低地の標高は 10～20m です。小貝川は過去に何度も流れを変えていて、川沿いの低地には旧河道やそれにより形成された自然堤防が散在しています。

筑波・稲敷台地

標高 20～30m の台地の上には赤土と呼ばれる関東ローム層が堆積しています。河川や谷に面する台地上には、遺跡が多く分布しています。

また、台地の間を流れる河川は、霞ヶ浦や牛久沼に注いでいます。これらの河川流域の低地の標高は 5～25m であり、河川にはそれにつながる小支谷が樹枝状に入り込んでいます。この小支谷の一部は古くから水田に利用されてきたと考えられます。



2. つくば市の歴史

原始

旧石器時代 … 土器が作られ始める前の時代を旧石器時代といいます。3万5千年前頃には、日本列島に広く人が暮らし始め、市内でも東岡中原遺跡、下河原崎谷中台遺跡、手代木田向西遺跡など、多くの遺跡が見つっています。当時は氷河期と呼ばれるように、気候が寒冷で、地形や植生も現在と大きく異なっていました。花室川では、ナウマンゾウなどの大型獣の化石も多く見つっています。人々は家族を中心とした集団で移動生活をしながら、狩りや木の実などを採って暮らしていました。



ナウマン象の化石

縄文時代 … 1万2千年前頃、日本列島では土器が作られ始め、やがて定住生活が営まれました。人々はムラを築き、狩りや木の実などの採集、漁撈や簡単な栽培などをしながら暮らしていました。この時代を縄文時代といいます。市内でも北条中台遺跡、下広岡遺跡、根崎遺跡等、多くの遺跡があります。また、上境旭台貝塚や境松貝塚等、大きな河川の沿岸では貝塚も多く見つっており、現在よりも暖かく、海面が高かった当時の環境を知らせてくれます。当時の人々は広く交易を行っていたようで、遺跡からは黒曜石やヒスイ、アスファルトなど、遠方からの品々も見つっています。



縄文土器

弥生時代 … 紀元前4世紀頃、日本列島に稲作が伝わって社会のしくみが変わり、支配者（豪族）が現われ、小さな国々が生まれて、さらに連合していきます。この時代を弥生時代といいます。つくば市域は茨城県内他地域と同様に、見つっている遺跡が少なく、それらのほとんどが後半頃の水守遺跡や玉取向山遺跡等の集落跡です。弥生時代の終わり頃になると、人々の移動が活発になったようで、苅間六十目遺跡のように、南関東地方の特徴を持つ土器が見つかることもあります。



弥生土器

古墳時代 … 3世紀後半には近畿地方に大和政権が生まれ、全国で王や豪族の墓である古墳が造られるようになりました。この時代を古墳時代といいます。つくば市域には400基以上の古墳がありますが、沼田八幡塚古墳等の大型の古墳は筑波山麓と桜川下流域に多く分布しています。これらの地域には豪族がいたと考えられ、梶内向山遺跡ではその館跡も見つっています。集落跡の数も増え、特に後半には上野古屋敷遺跡や島名熊の山遺跡等の、大きな集落跡も現れます。渡来人が広めたカマド、ロクロや窯[かま]、騎馬の風習なども伝わりました。



沼田八幡塚古墳

古代

7世紀以降、中国の制度を手本として、天皇を中心とする律令にもとづく国づくりが進み、完成しました。この飛鳥時代、奈良時代、平安時代を古代といいます。地方制度も定められ、全国は約60の国に分けられ、国はさらに郡に分けられて郡には役所（郡衙〔ぐんが〕・郡家〔ぐうけ〕）が置かれ、郷や里とよばれた複数のムラを治めていました。つくば市域は北半が筑波郡に、南半が河内郡に含まれ、平沢官衙遺跡は筑波郡の、金田官衙遺跡は河内郡の郡役所と考えられ、周辺地域は都からの文物がいち早く伝わる中心地となりました。同一自治体内に郡の役所跡が2か所存在し、ともに国指定史跡となっている例は全国でも他に見られません。また、島名熊の山遺跡は、この頃の県内で最大級の集落跡で、古代島名郷の中心的な集落跡と考えられます。平安時代の中頃、9世紀後半になると律令政治がくずれ始め、10世紀には武士が力を持つようになります。平将門の乱をおさめた平貞盛は都へ出て清盛などの祖となり、貞盛の弟繁盛は常陸平氏の本宗家である多気氏として、水守や北条に拠点置いて栄えました。



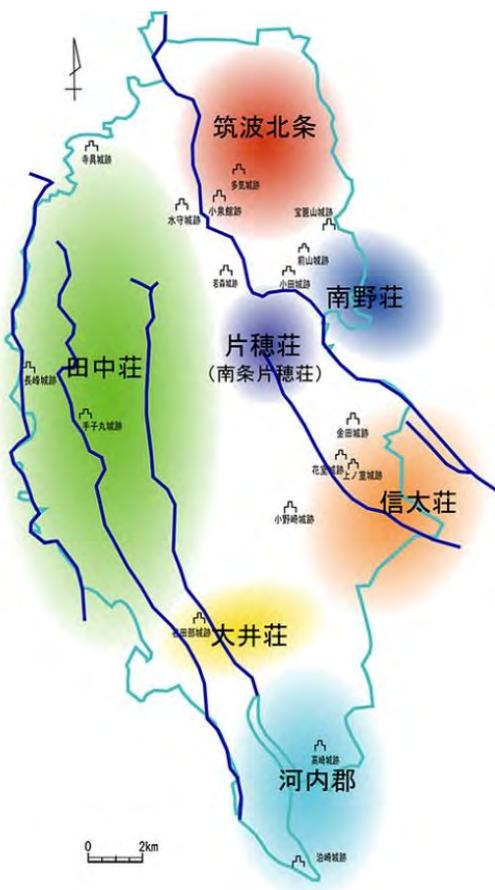
地名・人名墨書土器
(東岡中原遺跡出土)

中世

平安時代の終わり頃から戦国時代までの、武家である将軍が荘園等の領地を各地の領主に分配し、各地の領主を通じて全国を治めていた時代を中世といいます。鎌倉時代には、源頼朝の重臣であった八田知家が常陸国の守護になり、多気氏を追い落として力を持ちました。知家の子孫は小田城に館を構え、小田氏を名乗りました。また、小田の宝篋山麓には真言律宗の高僧忍性が10年間関東布教の拠点とし、小田は常陸国屈指の中心地として繁栄し、律宗系石工による優れた花崗岩製の石造物が作られました。小田氏は、南北朝の争乱等の数々の権力争いや戦乱に巻き込まれながらも、戦国時代まで茨城県南部で勢力を保ち続けました。しかし、15世紀後半になると、上杉氏や後北条氏らによる関東地方をめぐる争いの中で、佐竹氏らに小田城を奪われてしまいました。市内には、このような動きを示す館跡や城跡などが数多く残ります。



石造宝篋印塔
(小田)



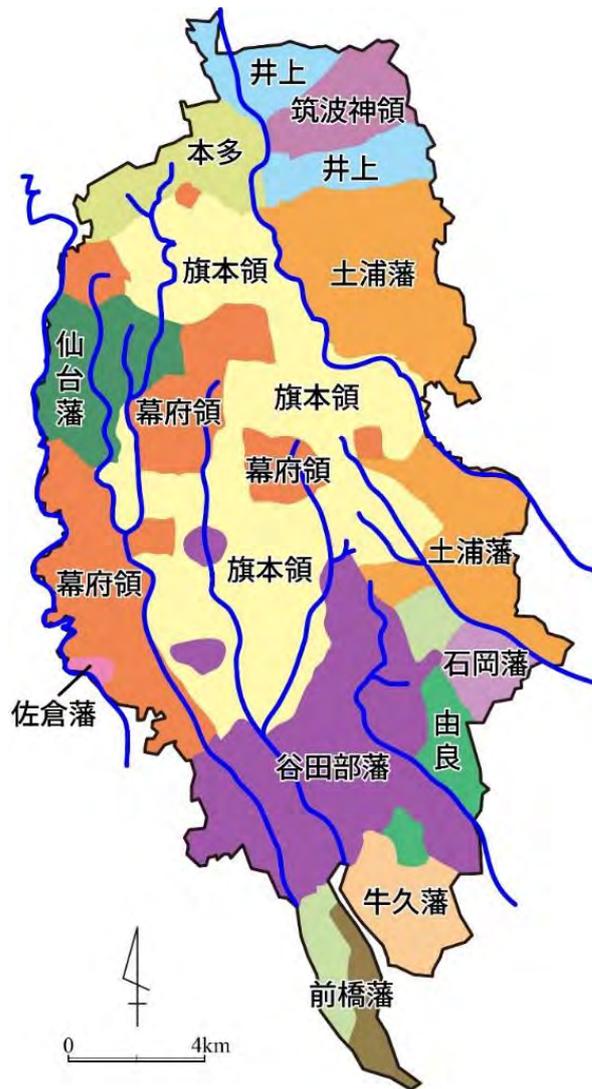
荘園の位置図

近世

戦国時代に中世の秩序が崩壊した後、織田信長や豊臣秀吉の天下統一を経て、徳川幕府が強力な幕藩体制を築いて全国を支配した、安土・桃山時代から江戸時代までを、近世といえます。江戸時代、江戸から近かったつくば市域は、その多くが幕府や旗本の領地となりましたが、谷田部地区の大半は谷田部藩領として、栃木県茂木町などの領地とともに、外様大名である細川氏が治め、現在にもつながる谷田部のまちづくりや、街道整備等を行いました。また、江戸時代には水運や街道が整備されて交通が発達しましたが、特に幕府代官により利根川と鬼怒川を繋げる大工事を行い、治水・利水の整備が進められた小貝川は水運・利水の両面で重要性が増し、小貝川に沿った吉沼や上郷、真瀬等の村は、

町場として発展しました。江戸時代後半には、安定した社会の中で庶民にまで文化が広がり、つくば市域でも長島耐信、広瀬周伯・周度、飯塚伊賀七などの学者が活躍しました。

筑波山はこの頃神仏習合の寺院・神社であり、江戸の鬼門封じとして徳川家光により整備がなされ、門前町はおおいににぎわいました。



江戸時代の終わり頃の市域の支配領域



広瀬周度が描いた飯塚伊賀七像

近代

明治新政府による治世の始まりから、第二次世界大戦が終結するまでを近代といいます。つくば市域は明治4年(1871)の廃藩置県後、複雑な変遷の末、明治8年(1875)に茨城県に統合されましたが、新政府樹立から廃藩置県までの4年間、東関東各地の幕府領を管轄する若森県が設けられ、県庁が若森に置られました。さらに明治から大正にかけては各地に鉄道が敷かれ、大正7年(1921)には筑波鉄道が開通しました。また、大正9年(1920)には館野に国の研究機関である高層気象台が設置され、現在に繋がっています。昭和になって、中国での戦争が拡大すると、筑波山周辺に軍の航空基地・飛行場などが多く建設され、つくば市域にも谷田部に海軍の谷田部飛行場、西高野・作谷に陸軍の西筑波飛行場が作られました。



若森県庁絵図



小田城本丸跡を走る筑波鉄道

現代

昭和20年(1945)の太平洋戦争終戦後、民主制度の諸改革がなされました。昭和30年(1955)前後の町村合併ではつくば市域の3町17村が6村となりました。昭和38年(1963)の閣議了解、昭和45年(1970)の筑波研究学園都市建設法の成立を経て、筑波大学や多くの研究機関が集まる研究学園都市の建設が始まりました。科学の街となった「つくば」では、昭和60年(1985)には国際科学技術博覧会(つくば万博)が開催されました。昭和62年(1987)には大穂町・豊里町・谷田部町・桜村が合併し、つくば市が誕生しました。翌年には筑波町を編入、平成14年(2002)に荃崎町が加わって、現在のつくば市となりました。平成17年(2005)にはつくばエクスプレスが開通、沿線開発の進行により一層の都市として発展しています。



筑波国際科学博覧会

歴史年表とつくば市の文化財

年代	時代	つくば市のおもな文化財 (見学できるもの中心)
約4万年前	原始	花室川の ナウマンゾウ化石 桜歴史民俗資料館 ：大陸と陸続きであった氷河時代に、(現在の) 日本列島へやってきました。
約12000年前		土境旭台貝塚の ミズク土偶 桜歴史民俗資料館 ：魔よけや食物の豊かさを祈るのに使われたとされる人形。ほとんど壊れずに見つかっている点は、全国的にも珍しいです。
約2400年前		玉取向山遺跡などの 弥生土器 出土文化財管理センター ：現在の茨城県内の土器には縄目や波のもよう、でっぱりがついたりします。
約1700年前		巨大な前方後円墳の 沼田八幡塚古墳 県指定 ：桜川中・下流域最大で、現在のつくば市の南方まで治めた豪族の墓と考えられます。
7世紀	古代	律令制度のもとで置かれた筑波郡の役所跡 平沢官衙遺跡 国指定 ：歴史公園として、正倉(米倉)跡の高床倉庫3棟や大溝を実物大復元しています。
8世紀		奈良
9世紀		
10世紀		浄土信仰のもと、常陸平氏の多気氏により建てられたとされる阿弥陀堂跡
11世紀	中世	約400年間続いた平城跡 小田城跡 国指定 ：中世の常陸南部に勢力をほこった小田氏の居城跡。本丸の堀や土塁、池などを復元して、一部が歴史公園になっています。
12世紀		中世の大寺院跡 三村山極楽寺遺跡群と石造物 県指定 市指定 ：小山氏の保護のもと、多くの建物が建ち並んでいた宝篋山麓の寺院跡。巨大な石造物がいまも残ります。鎌倉時代には忍性がここで布教しました。
13世紀		古来の 阿弥陀三尊像板碑 県指定 桜歴史民俗資料館 ：父親の13回忌の文永9年(1272)に造られた、珍しい秋父産緑泥片岩製の板碑です。
14世紀		小田家重臣・菅谷氏の居城跡 手子生城跡 市指定 ：発掘調査で3つの区画に分かれることや堀のようすがわかりました。
15世紀	近世	「いざなぎ・いざなみ両神」を仰ぐ 筑波山神社の建造物 県指定 ：神橋、春日・日枝・巖島各神社とその本殿など、日光東照宮と似た江戸時代はじめのきらびやかな建造物が残ります。江戸時代おわりの随神門は市指定建造物です。
16世紀		化政文化の広がりがかがえる 和時計と五角堂 県指定 谷田部郷土資料館他 ：谷田部新町の名主だった飯塚伊賀七は、谷田部藩領内の測量、和時計や器械の製作などを行い(谷田部郷土資料館で展示)、「からくり伊賀」と呼ばれました。建てるのが難しい平面が五角形の建物の五角堂がいまも残ります。
17世紀		明治維新の2年間だけあった 若森県庁跡 市指定 ：明治2年(1869)、つくば市や土浦市、桜川市などにあった幕領や旗本領は若森県となり、県庁が市内の若森に置かれました。現在は私有地で、建物は残っていません。
18世紀	近代	土浦から岩瀬まで走っていた 筑波鉄道跡 ：大正7年(1918)開業、昭和62年(1987)廃線。旅客だけでなく物資輸送でも活躍。現在、跡地はりんりんロードで、常陸小田駅跡に小田城跡案内所があります。
19世紀		つくばにあった軍の飛行場 西筑波陸軍飛行場・谷田部海軍航空基地跡 ：作谷・観音台に陸・海軍の飛行場がありました。滑走路など施設は残っていません。
20世紀	現代	
21世紀		

第3節 つくば市の文化財の指定・種類別特徴

1. つくば市の文化財の概要

現在、つくば市の指定等文化財は、142件あります。国指定文化財が6件、県指定文化財が29件、市指定文化財が83件、国登録文化財が6か所23件、市認定文化財が1件です。

	有形文化財						無形文化財	記念物		計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	考古資料	民俗文化財	史跡	天然記念物	
国指定	1	0	0	2	0	0	0	3	0	6
県指定	8	5	2	7	2	1	0	2	2	29
市指定	8	16	23	7	0	6	8	6	9	83
国登録	23	0	0	0	0	0	0	0	0	23
市認定	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
計	40	21	25	16	2	7	9	11	11	142

※平成30年11月時点

2. 文化財指定種類ごとの文化財の概要

(1) 国指定文化財

有形文化財と記念物があり、有形文化財は建造物1件・工芸品2件で、前者は住宅、後者は太刀です。記念物は城館跡1件・官衙遺跡2件の史跡と天然記念物の1件となっています、特に一自治体で官衙遺跡が複数所在するのは珍しく、本市のように国指定の古代郡役所跡が2件以上ある自治体は全国には他に無く、市域の大きさが彷彿とされます。



大塚家住宅（栗原）

(2) 県指定文化財

国指定と同様に有形文化財と記念物があり、有形文化財は、建造物8件・絵画5件・彫刻2件・工芸品7件・書跡2件・考古資料1件と多岐にわたります。建造物のうち6件が神社の本殿・拝殿、1件が石造五輪塔で、橋1件は珍しい指定です。絵画は明王2件、如来他・人物・名号が1件ずつとなっており、彫刻は菩薩・神像が各1件です。工芸品は銅鏡1件の他、本地域の中世期の花崗岩造作文化の影響が特筆され6件の石塔があり、内訳は五輪塔2件、灯籠・宝篋印塔・層塔・宝幢各1件と種類も多くなっています。書跡は仏儀次第・歌切の各1件、考古資料の1件は緑泥片岩製のいわゆる大型青色塔婆（板碑）で、



阿弥陀三尊像板碑
(桜歴史民俗資料館)

本地域のみならず東関東地方全体でも非常に珍しい存在のものです。

記念物は史跡と天然記念物が2件ずつあります。史跡のうち1件は古墳で、桜川流域で2番目に大きい前方後円墳であるとともに、つくば市内で一番古く指定された文化財です。もう1件は江戸時代後期の平面五角形の建物と大形時計で、全国的に非常に珍しいものと言えます。天然記念物の2件はウメとグミで、どちらも県内最大級の樹木です。

(3) 市指定文化財

有形文化財と記念物と無形文化財があります。有形文化財は、絵画・彫刻の数が非常に多くなっています。近世に分類されている建造物の全てと絵画1件、考古資料1件を除いて、全て中世以前の物で、うち絵画4点は古代に遡るとされています。

無形文化財は全て無形民俗文化財で、7件はお囃子類で、1件は伝統行事です。

記念物は、史跡6件の他に天然記念物が10件あります。史跡は城館跡や巨大石室・阿弥陀堂建築跡・渡河地点・県庁跡とバラエティに富んだ内容となっています。天然記念物はシイやケヤキが半分を占めており、筑波山のみに生息するほしぎきゆきのしたなども含まれます。



茎崎第一小学校のシイ

(4) 国登録文化財

平成14年度(2002)に建造物から登録が始まったため、全て建造物です。江戸後期の農家、江戸末期の商家、昭和の実験的住宅と種類が豊富です。

(5) 市認定地域文化財

制度制定が平成24年度(2012)と新しいこともあり、無形民俗文化財1件のみです。



筑波山ガマの油売り口上

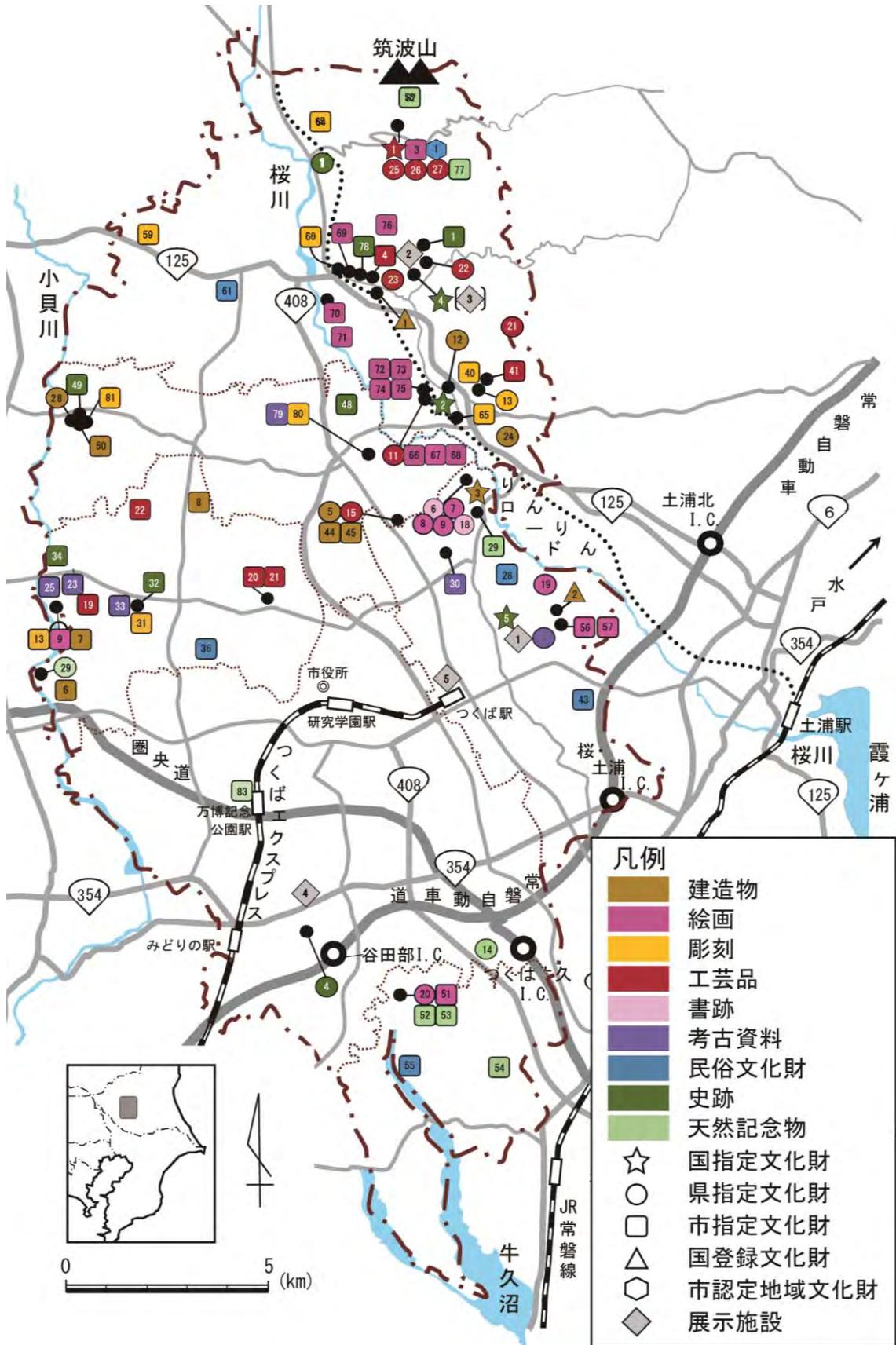
(6) 埋蔵文化財

指定・登録等文化財とは別に、文化財保護法で保護が定められた埋蔵文化財包蔵地が、現在までに市内に627カ所確認されています。埋蔵文化財包蔵地は、貝塚・古墳・城跡等の昔の人々の活動の痕跡や、土器や石器等の使った道具等が含まれた土地のことで、遺跡とほぼ同じ意味となります。時代は旧石器時代から近世までの各時代にわたります。



中台古墳群第1号墳(北条)

つくば市の指定等文化財位置図



※番号は、次頁の一覧と対応しています。防犯等の都合上、一部図示していません。

つくば市の指定等文化財一覧

※旧町村時の指定順

区分	番号	種類	名称	指定年月日	区分	番号	種類	名称	指定年月日
国	1	工芸品	太刀 銘吉宗 附糸巻太刀拵	T 7. 4. 8	市	6	建造物	金村別雷神社(拝殿, 神楽殿, 回廊)	S55. 3. 27
国	2	史跡	小田城跡	S10. 6. 7	市	7	建造物	随翁院(本堂, 山門, 鐘楼)	S55. 3. 27
国	3	建造物	大塚家住宅	S51. 2. 3	市	8	建造物	宝幢院(山門, 大師堂)	S55. 3. 27
国	4	史跡	平沢官衙遺跡	S55. 12. 4	市	9	絵画	涅槃図	S56. 3. 13
国	5	史跡	金田官衙遺跡	H16. 2. 27	市	10	絵画	閻魔十王図十二幅	S56. 3. 13
国	6	工芸品	太刀 銘備州長船住景光	S25. 8. 29	市	11	彫刻	銅製天部形立像	S56. 3. 13
県	1	史跡	八幡塚	S12. 3. 9	市	12	彫刻	銅製明王部形立像	S56. 3. 13
県	2	考古資料	板碑	S30. 11. 25	市	13	彫刻	聖観音菩薩坐像	S56. 3. 13
県	3	彫刻	御神像	S30. 11. 25	市	14	彫刻	僧形十一面観音菩薩立像	S56. 3. 13
県	4	史跡	五角堂と和時計	S33. 3. 12	市	15	彫刻	木造十二神将像	S56. 3. 13
県	5	建造物	八坂神社本殿	S34. 5. 22	市	16	彫刻	木造阿弥陀如来立像	S56. 3. 13
県	6	書跡	北斗寺仏儀次第	S35. 12. 21	市	17	彫刻	木造十一面観音菩薩立像	S56. 3. 13
県	7	絵画	絹本着色 興教大師画像	S35. 12. 21	市	18	彫刻	木造勢至菩薩立像	S56. 3. 13
県	8	絵画	絹本着色 黄不動明王画像	S35. 12. 21	市	19	工芸品	石造五輪塔	S56. 3. 13
県	9	絵画	絹本着色 釈迦十六善神画像	S35. 12. 21	市	20	工芸品	石造六角地蔵宝幢	S56. 3. 13
県	10	天然記念物	大穂のウメ	S37. 8. 27	市	21	工芸品	石造層塔	S56. 3. 13
県	11	工芸品	石造燈籠	S37. 10. 24	市	22	工芸品	石造六地蔵形燈籠	S56. 3. 13
県	12	建造物	石造五輪塔	S37. 10. 24	市	23	考古資料	板碑	S56. 3. 13
県	13	彫刻	石造地蔵菩薩立像 (石造龕を含む)	S37. 10. 24	市	24	考古資料	板碑	S56. 3. 13
県	14	天然記念物	下横場の大グミ	S39. 7. 31	市	25	考古資料	板碑	S56. 3. 13
県	15	工芸品	瑞花雙鳥八綾鏡	S40. 2. 24	市	26	無形民俗	田倉の三匹獅子	S56. 3. 13
県	16	工芸品	石造五輪塔	S41. 3. 7	市	27	天然記念物	大つげ	S56. 12. 1
県	17	工芸品	石造九重層塔	S42. 11. 24	市	28	無形民俗	上境ひよつとこ	S56. 12. 1
県	18	書跡	後奈良天皇歌切	S42. 11. 24	市	29	天然記念物	大けやき	S56. 12. 1
県	19	絵画	絹本着色 愛染明王像	S44. 3. 20	市	30	考古資料	慶長板碑	S56. 12. 1
県	20	絵画	絹本色糸 蓮糸織出六字名号	S44. 3. 20	市	31	彫刻	照西寺三尊	S57. 3. 31
県	21	工芸品	宝篋印塔	S46. 1. 28	市	32	史跡	手子生城跡	S57. 3. 31
県	22	工芸品	六地蔵石幢	S46. 1. 28	市	33	考古資料	雄山寺板碑	S57. 3. 31
県	23	工芸品	五輪塔	S46. 1. 28	市	34	史跡	長峰城跡	S57. 3. 31
県	24	建造物	鹿島神社本殿(付棟札1枚)	S52. 5. 2	市	35	天然記念物	今川家墓所のシイ	S58. 10. 21
県	25	建造物	筑波山神社境内社春日神社本殿・日枝神社本殿及両社拝殿	S54. 11. 1	市	36	無形民俗	百家竜水万灯	S59. 4. 1
県	26	建造物	筑波山神社境内社巖島神社本殿	S54. 11. 1	市	37	彫刻	天部形立像	S59. 5. 24
県	27	建造物	筑波山神社神橋	S54. 11. 1	市	38	彫刻	蔵王権現像	S59. 5. 24
県	28	建造物	吉沼八幡神社本殿・覆屋	H 2. 1. 25	市	39	彫刻	武将神坐像	S59. 5. 24
県	29	建造物	金村別雷神社本殿・本殿覆屋(附棟札1枚)	H 3. 1. 25	市	40	彫刻	磨崖不動明王立像	S59. 5. 24
市	1	史跡	佐都ヶ岩屋古墳	S48. 12. 12	市	41	工芸品	石造五輪塔	S59. 5. 24
市	2	無形民俗	妻木はやし	S51. 11. 1	市	42	彫刻	牛頭面	S59. 5. 24
市	3	建造物	随神門	S54. 1. 23	市	43	無形民俗	吉瀬はやし	S59. 7. 23
市	4	工芸品	毘沙門天種子板碑	S54. 1. 23	市	44	建造物	八坂神社拝殿	S59. 9. 1
市	5	無形民俗	上の室祇園はやし	S54. 10. 1	市	45	建造物	八坂神社覆屋	S59. 9. 1
					市	46	建造物	薬師堂	S59. 9. 1
					市	47	彫刻	薬師堂仏像	S59. 9. 1

区分	番号	種類	名 称	指定年月日	区分	番号	種 類	名 称	登録年月日
市	48	史 跡	若森県庁跡	S59. 9. 1	国	1	登録有形文化財	宮本家住宅店蔵ほか	H15. 7. 1
市	49	史 跡	小貝川の渡しと道祖神	S59. 9. 1	国	2	登録有形文化財	沼尻家住宅主屋ほか	H17. 7. 12
市	50	建 造 物	太政官布告高札場	S59. 9. 1	国	3	登録有形文化財	旧矢中家住宅主屋ほか	H23. 7. 25
市	51	絵 画	天神公画像	S60. 4. 1	国	4	登録有形文化財	旧田村呉服店ミセ蔵兼主屋ほか	H27. 11. 17
市	52	天然記念物	念向寺のイチヨウ	S60. 4. 1	国	5	登録有形文化財	旧常陸北条郵便局	H27. 11. 17
市	53	天然記念物	念向寺のシイ	S60. 4. 1	国	6	登録有形文化財	旧根本家住宅主屋ほか	H27. 11. 17
市	54	天然記念物	荃崎第一小学校のシイ	S60. 4. 1					
市	55	無形民俗	六斗ばやし	S60. 4. 1	区分	番号	種 類	名 称	登録年月日
市	56	絵 画	僧形八幡神像	S60. 6. 1	市	1	地域認定文化財	筑波山ガマの油売り口上	H25. 1. 17
市	57	絵 画	弘法大師像	S60. 6. 1					
市	58	彫 刻	薬師如来坐像	S61. 2. 20	区分	番号	種 類	名 称	登録年月日
市	59	彫 刻	阿弥陀如来坐像	S61. 2. 20	国	1	ふるさと文化財の森	高エネルギー加速器研究機	H25. 3. 25
市	60	彫 刻	阿弥陀如来立像	S61. 2. 20					
市	61	無形民俗	筑波田中ばやし	S61. 2. 20					
市	62	天然記念物	ほしぎきゆきのした	S61. 2. 20					
市	63	工 芸 品	当世具足鎧兜一式	S62. 4. 1					
市	64	彫 刻	阿弥陀如来立像	S62. 5. 21					
市	65	彫 刻	阿弥陀如来立像	S62. 5. 21					
市	66	絵 画	両界曼荼羅図	S62. 5. 21					
市	67	絵 画	薬師三尊十二神将像	S62. 5. 21					
市	68	絵 画	五大明王像	S62. 5. 21					
市	69	絵 画	不動明王三童子像	S62. 5. 21					
市	70	絵 画	如来荒神像	S62. 5. 21					
市	71	絵 画	阿弥陀来迎図	S62. 5. 21					
市	72	絵 画	龍虎図	S62. 5. 21					
市	73	絵 画	鷹図	S62. 5. 21					
市	74	絵 画	達磨図	S62. 5. 21					
市	75	絵 画	十八羅漢図	S62. 5. 21					
市	76	絵 画	両界曼荼羅図	S62. 5. 21					
市	77	天然記念物	まるばくす	S62. 5. 21					
市	78	史 跡	日向廃寺跡	S62. 7. 9					
市	79	考古資料	板碑	S63. 9. 22					
市	80	彫 刻	木造薬師如来坐像	S63. 9. 22					
市	81	彫 刻	木造阿弥陀如来坐像	S63. 9. 22					
市	82	彫 刻	阿弥陀如来坐像	H14. 4. 1					
市	83	天然記念物	香取神社の大けやき	H16. 7. 1					

第3章 文化財保存・活用の現状と課題

第1節 文化財把握のための各種調査

1. 文化財の基本調査

現状

市内の文化財の所在と内容把握については、合併前の旧町村史編纂調査を基礎として、平成9年度（1997）以降、市史編纂事業として古文書解読調査を行っています。平成10年度（1998）以降は古民家、集落景観、民俗文化財、自然文化財などの各種文化財の悉皆調査事業も実施しています。

これらの調査は、県内屈指の研究者や大学研究室・専門的なNPO法人等に依頼・委託して行っており、質の高い調査となっています。また、悉皆調査事業を継続していることは他自治体と比較した際、つくば市の特色であり、文化財の把握が進んでいると言えます。

課題

文化財各種の調査成果が蓄積されてきているものの、その成果をさらに分析して市の歴史としてまとめることや、指定等制度による保護や展示等の活用に反映させるという点では不十分であり、これらは今後の調査事業の進行方針と関係する課題といえます。また、開発に対応して行われる埋蔵文化財調査に重点を置かざるを得ず、各種文化財調査の比重が低くなっています。

そのほか、筑波研究学園都市の記録を含む近代以降の物件や区画整理事業などで表記が変わる地名、表現豊かな方言等、従来は文化財として認識されてきていなかったものの調査も検討すべき課題です。

2. 埋蔵文化財調査

現状

市内では平成8年度（1996）以降、茨城県教育財団によるつくばエクスプレス沿線開発に伴う埋蔵文化財包蔵地（＝遺跡）の大規模な発掘調査を継続しており、膨大な資料が蓄積されています。また、都市化の進展に伴って、市が担当する民間企業・個人等の事業に伴う発掘調査の件数も、大きく増加しています。従いまして、埋蔵文化財に関わる事務業務量が非常に多く、文化財行政の最重要事業となっています。

遺跡の所在の把握については、土器片等の地表面での散布状況や地形に痕跡が認められる古墳や堀・土塁等の所在を現地で確認する分布調査により把握しています。その結果は、遺跡地図・地名表としてまとめています。

遺跡の詳細な内容は、発掘調査によって把握されます。発掘調査を実施するきっかけのほとんどは、土地開発です。遺跡の所在地で掘削を伴う土木工事等



発掘調査の作業風景

を行う場合、遺跡を工事の影響が生じない現状もしくは地下に保存することが望ましいのですが、それができない場合には原因者が費用を負担する発掘調査により図面や写真によって遺跡を保存する「記録保存」が必要となります。

他にも、市の大規模開発への事前対応や史跡整備、大学の研究等に伴い、遺跡の内容を確認し保存策を検討するための学術調査が行われてきました。現在、市が実施する学術調査は、平成9年度(1997)から実施中の国指定史跡小田城跡の内容確認調査で、平成31年度(2019)で終了する予定です。

発掘調査等での出土品や遺跡の分析・評価については、平成23年度(2011)からほぼ毎年開催している巡回企画展等の際に行っています。

課題

記録保存調査の件数の多さに対し、事前の調整事務を含めて対応する文化財専門員が不足しています。また、資料の増加はここ20年で特に著しく、有形・無形文化財と同様に個々の調査成果を分析し、市の歴史としてまとめて、展示や活用等の施策に反映させることが不十分であったといえます。

学術調査については、小田城跡と密接に関係する三村山極楽寺遺跡群をはじめ、市内には積極的に内容を把握し、保存を検討すべき重要な遺跡が多く残されていますが、小田城跡の確認調査以降の具体的な計画は現在ありません。

そのほか、遺跡の所在や範囲を示した遺跡地図を平成13年度(2001)に刊行し、配布してきましたが、平成14年度(2002)合併の荃崎地区が分冊となっていることや、遺跡の追加や範囲変更が重なってきたことで、使い勝手に難が生じてきています。

<埋蔵文化財調整・調査件数>

(イの面積は㎡、他はか所数)

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
ア埋蔵文化財所在の有無 照会:文書	27	37	70	66	50	76	56	66	61	81	109	107	130	128
同:窓口・電話・FAX	-	440	484	491	442	513	771	950	1,158	1,444	1,534	1,684	2,053	1,963
イ試掘・確認調査(場所数)	5	9	8	10	12	8	6	4	12	14	15	29	34	30
同(面積)	471	827	2,209	650	1,280	410	213	408	914	1,029	627	2,306	2,248	1,335

※H16の窓口等での問合せ件数は未集計

3. 文化財の現状確認調査

現状

文化財の修理や維持管理等の必要に応じて、臨時的に現況確認の調査を行っています。また、建造物や天然記念物等野外にある国・県指定文化財と埋蔵文化財については、毎年 20 件前後を対象に、現況確認のための巡視を県文化財保護指導委員とともにしています。

課題

指定文化財でも指定後の状況・環境の変化についての把握ができていないものが多くあります。また、無指定のものも現況確認は基本調査以降、実施する機会はなく、追跡ができていないものがほとんどです。

4. 市史編纂

現状

つくば市の歴史を物語る資料（文献の場合は史料を使います）を収集し、調査する作業を続けており、平成 14 年度（2002）から古文書調査の成果を市史の資料集としてほぼ毎年冊子としてまとめ刊行しています（『つくば市史史料集』）。

課題

旧 6 町村の歴史を記述した通史編は全町村で刊行済みです。つくば市合併後は、史料集刊行は続けていますが、通史編は未刊行で、本格的な調査に入っていません。また、古文書解読の後継者の育成が必要なことも、大きな課題です。

第2節 文化財の保存

1. 指定等文化財

現状

主要な文化財は、国の文化財保護法や県・市の条例により文化財指定して、法令による届出等の義務や現状変更に際しての規制により管理・保護しています。

また、この指定制度を補完するものとして創設された国登録制度では、規制が緩やかで活用がしやすいという利点を活かし、つくば市では6か所の建造物群が登録されています。

さらに、指定・登録制度とは別に、それらに入らない文化財への対処として市独自の市認定地域文化財制度を平成24年度（2012）に制定しました。

課題

指定文化財については、町村時代に指定すべき物件は終了しているとの認識もあり、つくば市合併後の新指定件数が国・県・市あわせて4件と少ないです。市が独自に設けた認定地域文化財制度も、平成24年度（2012）制定後の1件のみです。国登録文化財制度では平成14年度（2002）以降6か所の登録があるものの、全体的に各種制度を活かしていないといえます。

また、現指定物件の多くは旧町村での指定を引き継いだものであるため、指定基準のばらつきがあります。台帳の更新や、例えば‘宝幢’とすべき物件が‘灯笼’となっていること等の指定名称の整理等も課題となります。

さらに、つくば市には世界に誇る研究所・機関がありながら、‘保存科学’をはじめとする多くの分野で連携が不十分です。

2. 民間所有文化財保存への支援

現状

指定文化財には、現状の変更に対する規制があります。伝統的な材料・技法での修理や、現代的な生活との齟齬、高度に専門的な措置が必要な場合もあり、所有者等の負担になることも多くあります。そのため、国・県・市ではそれぞれ、民有の指定文化財に対する補助制度があり、主に案件発生時に保存上の相談に対応しながら、補修・活動維持等を対象に補助金を交付しています。



修理中の筑波山神社神橋

課題

指定民俗文化財の活動には毎年補助していますが、その他の文化財は修理・維持の必要が発生したときに補助しています。補助が必要な案件には緊急を要する物件とそうでない物件がありますが、その実情を把握できていません。

意識調査結果のとおり、文化財所有者等は、費用面だけではなく、都市化や生活様式の変

化による後継者や継承者の不足、技術や材料の不足、盗難や災害への対処等、様々な困難に直面しています。補助金以外での所有者等への支援策や、所有者等が文化財に誇りを持って伝えていけるような方法も模索していかなければなりません

3. 史跡の保存

現状

土地そのものが保存の対象となる史跡では、土地の現状を変えることに対して厳しい規制があり、保存方法も現状保存と地下保存が基本となります。そのため、所有者等が住宅建築等を望んだときに地下保存ができない場合は、保存用地を買収することが必要となります。つくば市では、国指定史跡の保存用地買収にあたって国庫補助を受けていますが、市の文化財保護行政の中で事務量的にも予算的にも大きな位置を占めています。

市内の3件の国指定史跡のうち、平沢官衙遺跡の公有化は終了しましたが、小田城跡では年に数件、現状変更ができない土地を所有者等の申出に応じて買収しています。また、区画整理事業地内に所在する金田官衙遺跡については、事業の進捗に合わせて平成22～33年度（2010～2011）で計画的に買収しています。

課題

小田城跡の指定地は個人の所有地がほとんどであり、保存用地買収の必要が家屋の新築や増改築に伴う現状変更希望といった土地利用計画により発生する案件が多いため、発生を予測しにくく、文化庁補助を受ける手続きにも時間がかかるという問題があります。金田官衙遺跡では、ほぼ順調に買収事業が進んでいますが、管理すべき買収地が増えつつあること、買収事業終了後の発掘調査や復元整備の計画が未定という課題を抱えています。

4. 埋蔵文化財

現状

埋蔵文化財包蔵地（＝遺跡）については前節で触れたように、開発事業が生じた際にその保存についての調整事務を行うこととなります。土木工事等の事業者は、事業予定地に遺跡が所在するかを、事前に各自治体の文化財担当部局に確認する必要があります。事業予定地に遺跡が所在する場合には、事業が地下の遺跡に与える影響を判断し、事業者に現状・地下保存や発掘調査による記録保存等への協力を求めることとなります。このような開発に伴う取扱いの件数は、平成27年度（2015）頃に大きく増加して以来、高止まり傾向が続いており、発掘調査件数は増加傾向にあります。

また、発掘調査での出土品は整理（保存）箱で1万箱を超えており、保管施設である出土文化財管理センターのほか、臨時的に旧山口小学校校舎の一部を使用し保管しています。

課題

増加している開発に対応する専門的な人員が不足しています。文化財専門員については、埋蔵文化財担当以外も不足しているため、文化財行政全般を円滑に進めるには増員を図る必

要があります。

また、出土文化財管理センターは、遺跡などからの出土品類の保管と発掘その他の各種調査の拠点となる施設でありながら、収蔵量は限界を超えており、適切な保管が難しくなっています。膨大な出土品のみならず、古文書や民具、その他の各種文化財の収蔵スペースが絶対的に不足しており、使い勝手が良い保管場所が必要となっています



出土文化財管理センターでの
出土品保管状況



小田城跡歴史ひろば

第3節 文化財の活用

1. 普及・周知

現状

市内の文化財を知ってもらうための施策として、資料館その他での展示、パンフレット類の配布、市ウェブページでの情報発信を行っています。

文化財等の展示施設として小規模な施設が5館あり、市全体の歴史や文化財を網羅するような本格的・統一的な博物館（以下、統一的文化財施設と表記します）はありません。5館のうち、谷田部交流センターに設置された谷田部郷土資料館以外の、桜歴史民俗資料館、出土文化財管理センター、平沢官衙遺跡歴史ひろば、小田城跡歴史ひろばの4館は、文化財展示施設として条例化されています。各館の概要は別に示すとおりで、出土文化財管理センター以外は徒歩5分以内につくバスの停留所があります。

桜歴史民俗資料館と谷田部郷土資料館は、それぞれ旧桜村・旧谷田部町で設置したものを市の施設として引き継いでいます。両施設とも地区の方々からの寄贈品・寄託品を多く含む、各地区の独自の歴史・民俗資料を展示・所蔵しています。平沢官衙遺跡歴史ひろばと小田城跡歴史ひろばは、それぞれの国指定史跡を復元整備して展示する施設で、つくば市の文化財活用の大きな特色となっています。

これらの展示施設では、常設展示だけでなく、基本的に埋蔵文化財活用国庫補助金を受けてテーマを決めて市庁舎も含めたいくつかの展示施設をまわる巡回企画展も開催してきました。また、企画展にあわせた史跡巡り・体験発掘等の体験事業や出前講座等、展示施設以外での活用事業も行っており、全施設施設入館者数合計は約7万人となっています。

また、各地の文化財を活用する環境の整備として、案内標識・説明板の設置、解説本・パンフレットの刊行等を行っています。案内標識は、復元整備した史跡とその周辺で行っているのみですが、広域的なものについては観光部局が筑波山麓を中心に積極的に設置しています。パンフレット類は、各展示施設に加え、巡回企画展に際しても作成し、無料で配布しています。市ウェブページでは、簡略な市の歴史・文化財の紹介や催事等の情報発信を行っています。



桜歴史民俗資料館展示

＜文化財展示施設等の概要＞

施設名	所在地・電話番号	建物延床面積	主な設備等
桜歴史民俗資料館	つくば市金田 1658-1 電話 029-857-6409	547.36㎡	・桜地区を主とした考古・民俗資料等の展示。 ・県指定文化財「古来の板碑」等を展示。 ・展示室、事務室、収蔵庫のほか、現在は同建物内に桜窓口センターを併設。
出土文化財管理センター	つくば市平沢 81 電話 029-867-4757	本棟 804.9㎡ 別棟 295㎡	・出土遺物の収蔵・整理作業のための施設。 ・市内出土品の展示室を一般公開。
平沢官衙遺跡歴史ひろば	つくば市平沢 353 電話 029-867-5841	案内 72.87㎡ 高床式校倉 61.33㎡ 高床式板倉 126.41㎡ 高床式土倉 125.32㎡	・約千年前の筑波郡役所跡を歴史公園として復元整備。 ・高床倉庫3棟を実物大復元。 ・案内所では映像で史跡を紹介。
小田城跡歴史ひろば	つくば市小田 2532-2 電話 029-867-4070	案内所 283.21㎡ 四阿 61.62㎡ 土塁内手洗所 43.00㎡	・戦国時代の姿を歴史公園として復元整備。 ・土塁や堀、池のある庭園を再現。 ・案内所では小田氏と小田城の歴史を、展示と映像で紹介。
谷田部郷土資料館	つくば市谷田部 4774-18 (谷田部交流センター3階) 電話 029-836-0139	804.2㎡	・谷田部地区を主とした考古・民俗・歴史資料等の展示。 ・飯塚伊賀七の木製和時計や谷田部藩関係資料を展示。

＜巡回企画展名称と概要一覧＞

開催年度	巡回企画展名称	概要
H23	TXがつなぐ過去・現在・未来 ー沿線で発掘されたつくばの遺跡ー	つくばエクスプレス沿線開発に伴う発掘調査の成果や出土品を紹介。
H24	からくり伊賀 ーつくばが生んだ奇才のエンジニアー	江戸時代の発明家、飯塚伊賀七の事績と現在に伝えられた作品を展示。
H25	古代つくばの郡役所 ーよみがえる官衙遺跡ー	つくば市内にある2つの古代郡役所跡で国史跡の、平沢官衙遺跡と金田官衙遺跡を解説。
H26	石が語るつくばの歴史	筑波山地域ジオパーク認定の活動と連携して、石器や石造物に関わる市内の歴史を紹介。
H27	つくばの地形と歴史	筑波山地域ジオパーク認定の活動と連携して、市の地形と歴史との関わりを解説。
H28	—	小田城跡歴史ひろば開園に伴い休止。
H29	鎌倉時代の高僧忍性と三村山極楽寺	生誕800周年にちなみ、小田の三村山極楽寺に止住した真言律宗の高僧、忍性の事績を紹介。
H30	小田氏治と戦国時代の城館	戦国時代の小田城主、小田氏治をの生涯と戦国時代のつくば市周辺の情勢について展示。

課題

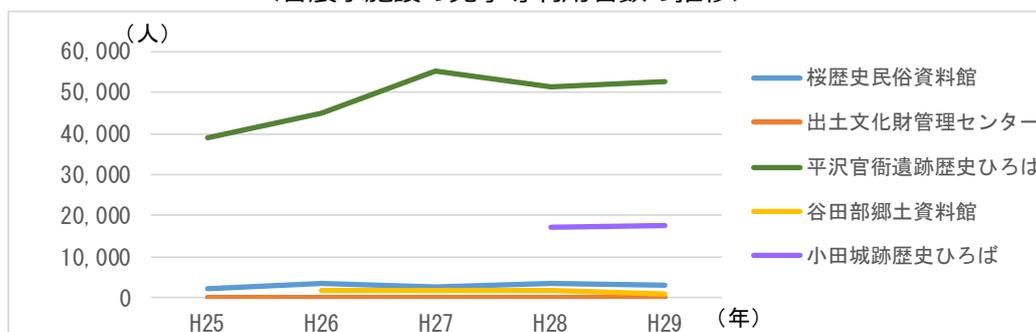
市内の文化財を知ってもらう様々な施策を実施しており、展示施設への来場者や催事への参加者の総数はおおむね増加傾向ではありますが、個別に見れば減少しているもの、より多くの参加が望まれるものもあります。

この大きな原因として、市民等意識調査の結果から、活用だけではなく、調査・保存を含めた文化財行政の全般が市民に知られていないことにあると考えられます。市民へ届くアピールが非常に重要な課題といえます。

また、市の歴史や文化財に関する統一的文化財施設が無いため、それらがある市町村に比べて歴史や文化財に触れる機会が少なく身近に感じられないということも、市の文化財行政が知られていない要因の一つと思われます。一方で、中小規模の施設が分散しているあり方にも、各地区の個性を生かした展示ができるという利点があります。施設のあり方については、施設や設備の老朽化や、古くなった展示の更新、利用者の利便性のバランスを考慮して、現状を維持していくか、統一的施設を設けて統廃合していくか、検討する時期にきていると考えられます。さらに、展示施設とは別に、文化財の保管場所は緊急に必要な課題です。

そのほか、常設展示の内容に天然記念物が少ないこと、文化財情報発信が意識調査結果でもわかるように市の一般的な手法である市報・ウェブページ・チラシにほぼ限られておりSNSその他の方法での公開・整備が遅れていること、展示やパンフレット類において外国人及び障がい者等への対応が遅れていることが課題です。また、歴史や文化財を深く知りたい方にも応えられるような展示や資料の作成、一過性の催事だけでなく成果が残る地道な取組、指定文化財公開のような民有の文化財そのものを広く知っていただくための事業も、課題として挙げられます。

<各展示施設の見学等利用者数の推移>



	H25	H26	H27	H28	H29
桜歴史民俗資料館	2,057	3,489	2,780	3,621	3,204
出土文化財管理センター	192	171	231	107	119
平沢官衙遺跡歴史ひろば	39,080	45,079	55,051	51,346	52,478
谷田部郷土資料館	-	1,577	1,661	1,597	1,031
小田城跡歴史ひろば	-	-	-	17,170	17,479
計	41,329	50,316	59,723	73,841	74,311

※単位…人

2. 学校・子ども

現状

未来を担う子ども達に対する学校教育では、社会科授業のほか、つくば市独自の科目である「つくばスタイル科」で歴史や文化財を取り上げることが多いことから、展示施設の解説や出前授業、子ども達にわかりやすい資料の作成等によって支援しています。また、市内の教員で構成される教育研究会社会科研究部と連携して、教員向けの研修会を毎年行っています。学校以外でも親子での勾玉製作や発掘調査等の体験事業、夏休み自由研究相談室の設置、研究施設等を巡るちびっ子博士への協力も行っています。



勾玉製作体験講座

課題

子ども達が歴史や文化財に対する理解と愛着をもつことは、文化財の所有者や演じ手の後継者の育成という点からも重要であり、学校教育との連携をさらに深めるとともに、こちらから与えるだけでなく自発的に学びたいという思いにも応えていかなければなりません。

また、現在は小学生を主な対象とした事業が中心ですが、中学生以上、特に次世代に説明できる人材となり得る高校生以上を対象とした事業も実施していく必要があります。

3. 市民協働

現状

現在、平沢官衙遺跡歴史ひろばや小田城跡歴史ひろばの開園を契機として、地元の方々を中心に結成されたNPO・ボランティアが、それぞれの施設を中心に活動しています。また、講演会で市民団体と共催することがあります。ただし、市の文化財全体に関わる市民協働の仕組みはありません。

課題

市民が文化財に触れる機会や場の提供の一環として、これまでの展示や催事に加えて、市民自らが文化財の保存・活用に参加する仕組みも必要です。現在、部分的に行われているボランティア団体やNPO法人・市民団体との協働を、市全体に広げていく取組が必要となります。

4. 維持・管理

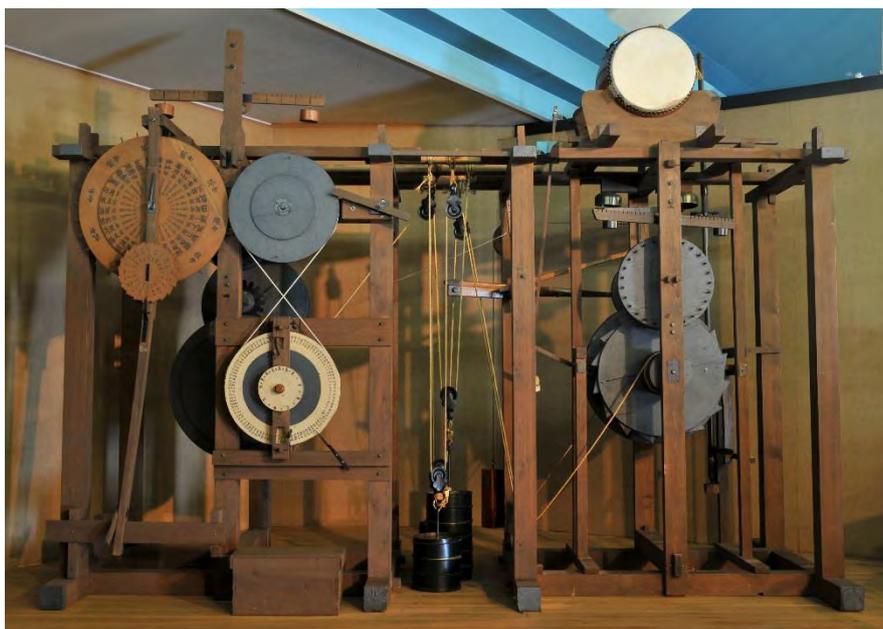
現状

文化財展示施設や市が管理する文化財について、清掃や草刈り等の日常的な維持管理や、必要に応じた修繕等を行っています。

課題

文化財展示施設や市管理文化財の維持管理費の中でも、特に植栽管理・草刈り等費用は、史跡公有化の進展による面積及び単価の増が毎年著しく、効率化の努力が必要となります。その他の経費についても老朽化（施設・設備以外にも、各施設展示品・歴史ひろば復元物類）により年々膨張しており、同様の努力と工夫が必要となります。

特に平沢官衙遺跡では、復元建物の屋根や建物の平面表示等で経年劣化が著しく、早急な対処が必要となっています。国指定史跡の修復整備事業を実施するには「保存活用計画」を策定したうえで、文化庁との協議・調整が必要になります。また、金田官衙遺跡についても、保存活用計画を策定しておくことが求められており、平成33年度（2021）に保存用地買収事業が完了した後の活用方法を検討することが課題となってきます。



復元木製和時計（谷田部郷土資料館）

第4節 つくば市の文化財施策の現状と課題のまとめ

調査・保存・活用という事業の枠組の中で、問題点と課題を抽出してきましたが、いくつかの課題には枠組を超えた共通の背景があります。以下の2つの大きな課題を踏まえて施策を計画していく必要があります。

1. 都市化に伴う社会情勢の変化

近代以前から続く伝統的な文化の多くは、農村で生まれ継承されてきました。しかし、近年の都市化による生活様式の変化や住民の流出・流入は、社寺の氏子・檀家組織の変化、古民家の空き家化、民俗芸能や行事の担い手不足、民具・古文書の消失・流出、先祖から口承された知識の亡失等の、大きな原因となっています。また、その影響は文化財所有者等にとどまらず、茅葺き等の伝統的な技術の継承者・後継者の育成等も困難にしています。

都市化の影響は特に保存において深刻ですが、大規模開発や後継者不在による農地の転用は、調査における埋蔵文化財調査の増加の大きな要因でもあります。

一方で、大規模な計画都市である研究学園都市と、筑波山麓をはじめとする伝統的な農村風景との共存は、現在のつくば市の大きな個性となっています。このような、つくば市の社会情勢と個性的な環境にあった施策を進めていくことが必要です。



筑波研究学園都市

2. 調査・保存・活用の好循環の形成

調査・保存・活用の施策がこれまで相互に独立して行われ、各々が連携されていないことです。具体的には、調査成果が保存や活用の施策に有効に活かされていないこと、保存した文化財が市民の目に触れる機会が少ないこと等です。これまで、市の文化財行政は文化財の保存に重点を置いてきました。未来を見据えた際に文化財の保存を最重要視することは当然ですが、保存した文化財の価値が市民に広く伝わっていないこと、その中で所有者等が文化財に誇りをもちにくくなっていることを改善していかなければ、文化財を未来へ伝えていくことはますます難しいものとなっていきます。

第4章 文化財の保存・活用の基本の方針

第1節 基本理念・基本方針・基本施策

文化財には、未来に伝えていくべき変わらない価値があります。その価値は歴史や文化を研究する資料であったり、多くの人を集客できるような観光資源であったりと多方面にわたります。つくば市民にとってのつくば市の文化財は、自分が住んでいる土地の身の上話を示す遺産であり、郷土に対する愛着が育まれていくうえでの特別な役割を担っています。

本計画ではこのようなつくば市の文化財を保存・活用していく基本理念、基本方針、基本施策を、次の通り定めます。

基本理念

つくば市民が誇り、市民とともに伝える文化財

基本方針

**文化財の調査・保存・活用の連携を強化し、
好循環させ、つくば市の個性を活かした施策を推進する**

基本施策

基本施策1 文化財の現状や価値を正確に把握する

基本施策2 文化財を適切に後世に伝える

基本施策3 文化財を市民のために活用する

基本理念は、文化財の次世代への継承を行政や所有者等だけで担うことは難しく、市民に文化財の価値を伝えて理解を得たうえで、市民との協働により伝えていくことを示したものです。なお、歴史には「負の遺産」もあって、誇れない場合もありますが、負の歴史から目をそらさずに伝えていくことは大切だと考えます。

基本方針は、基本施策1～3の全体を貫く方針として、また市の文化財行政を特色づける方針として、すべての事業で留意していくべき事柄です。調査・保存・活用の関連づけを強化し、全体に好循環が生まれることを意図した取組を、学校教育でのつくばスタイル科、大学や研究機関が集積した研究学園都市、筑波山を主とした観光やジオパーク、といった、他にはないつくば市の環境や財産を活かしながら進めていきます。

基本施策1～3は、これまでも今後も続けていくべき基本的な施策で、それぞれ調査・保存・活用として記載してきた内容と重なります。基本施策の下には後述の個別施策を位置付け、業務を実施していきます。

第2節 施策の体系

基本目標を実現するための基本施策に基づき、12の施策を実施していきます。これらの施策は、現在、つくば市全庁で事業評価の単位としている「事務事業」を基礎とし、この計画に合わせて一部分割・新設して整理したものです。これらの施策は基本施策1～3の下位に位置づけます。

基本理念

基本方針

つくば市民が誇り、市民とともに伝える文化財

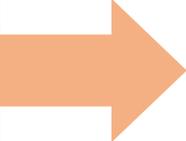
文化財の調査・保存・活用の
連携を強化し、好循環させ、
つくば市の個性を
活かした施策を推進する

基本施策

施策

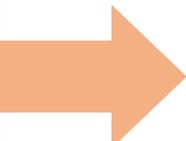
基本施策 1

文化財の現状や価値
を正確に把握する

- 
- 1-1. 各種文化財基本調査事業
 - 1-2. 埋蔵文化財調査事業
 - 1-3. 文化財現況確認事業
 - 1-4. 市史編纂事業

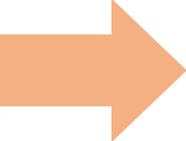
基本施策 2

文化財を適切に後世
に伝える

- 
- 2-1. 各種文化財保存事業
 - 2-2. 史跡保存事業
 - 2-3. 埋蔵文化財保存事業
 - 2-4. 民間所有文化財支援事業

基本施策 3

文化財を市民のため
に活用する

- 
- 3-1. 文化財保存・周知事業
 - 3-2. 学校での伝統文化教育支援事業
 - 3-3. 文化財サポーター事業
 - 3-4. 文化財展示施設管理事業

第3節 施策と事業評価の体系

本計画で実施する事業の進捗状況を確認・把握・評価するためには、既存の事務事業評価制度とリンクさせることが効率的です。庁内での事務事業評価制度では、予算・決算の単位である「予算事業」に基づいて、「事務事業」が位置づけられています。予算事業の概要は以下のとおりで、本計画での施策と既存の事務事業、予算事業の対応関係も、別表に示しました。

<事業の概要>

- 11 文化財保護審議会
文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査し、教育委員会に建議する。
- 12 文化財調査
埋蔵文化財（遺跡・古墳など）や無指定の文化財などの基本調査を実施する。
- 13 文化財維持管理
市や民間が所有・管理する指定等文化財を次世代に良好な状態で継承する。市管理文化財維持管理事業など3事業に細分。
- 14 市史編纂
市域に関する歴史史・資料を調査・整理・記録して後世へ伝える。
- 15 小田城跡
国指定史跡「小田城跡」について、保存整備委員会の指導を受けながら、保存用地買収・発掘調査を実施する。小田城跡保存事業など3事業に細分。
- 16 文化財展示施設管理
文化財展示施設等（桜歴史民俗資料館：桜窓口センター含む、出土文化財管理センター、平沢官衙遺跡歴史ひろば、谷田部郷土資料館）の収蔵資料や施設の維持管理をする。
- 17 金田官衙遺跡
平成33年度（2021）までの予定で、国指定史跡「金田官衙遺跡」保存用地を買収する。
- 18 歴史文化教育・活用
県内有数の市の歴史や文化財を、学校教育の中で市内の子供達に伝えるとともに、市民の関心や郷土愛を育み観光等へ活用する。学校での伝統文化教育支援事業など2事業に細分。

＜事務事業評価との対応表＞

基本施策		施策		現在の市の予算事業		現在の市の事務事業	
1	文化財の現状や価値を正確に把握する	1	各種文化財基本調査事業	12	文化財調査	12	文化財調査
		2	埋蔵文化財調査事業	12	文化財調査	12	文化財調査
				15	小田城跡	15	03 小田城跡確認調査
		3	文化財現況確認事業	12	文化財調査	-	-
4	市史編纂事業	14	市史編纂	14	市史編纂		
2	文化財を適切に後世に伝える	1	各種文化財保存事業	11	文化財保護審議会	11	文化財保護審議会
				13	文化財維持管理	13	01 市管理文化財維持管理
						03	文化財保護計画策定
		2	史跡保存事業	15	小田城跡	15	01 小田城跡保存
				17	金田官衙遺跡	17	金田官衙遺跡保存・活用
		3	埋蔵文化財保存事業	12	文化財調査	12	文化財調査
		4	民間所有文化財支援事業	13	文化財維持管理	13	02 民有文化財補助
				15	小田城跡	15	02 小田城跡保存整備委員会
03	小田城跡確認調査						
3	文化財を市民のために活用する	1	文化財普及・周知事業	16	文化財展示施設管理	16	文化財展示施設管理
				18	歴史文化教育・活用	18	02 文化財展示講座等
		2	学校での伝統文化教育支援	18	歴史文化教育・活用	18	01 学校での伝統文化教育支援
		3	文化財サポーター事業	18	歴史文化教育・活用	-	-
		4	文化財展示施設管理事業	16	文化財展示施設管理	16	文化財展示施設管理
				17	金田官衙遺跡	17	金田官衙遺跡保存・活用

第5章 文化財の保存・活用のための施策

第1節 施策の内容

基本施策1 文化財の現状や価値を正確に把握する

1-1.各種文化財基本調査事業

予算事業名

12.文化財調査事業

継続する取組

- ・各種文化財の悉皆調査を実施します。
- ・調査成果については報告書にまとめて刊行するとともに、パンフレット等での市民向けの情報発信を行います

新規開始・充実・強化を図る取組

- ・調査に際して、市内の大学・研究機関との連携をより密にします。
- ・研究学園都市も含む近代以降の歴史資料や区画整理事業で失われつつある地名、方言等の口承文化も調査対象に入れて計画します。
- ・活用のため、既存の調査成果を整理し、データベース化を検討します。

1-2.埋蔵文化財調査事業

予算事業名

12.文化財調査事業

継続する取組

- ・開発等への対応として必要な調整・調査業務を実施し、その際、業務量の増加に対しては、業務の効率化に加え体制整備を検討します。

新規開始・充実・強化を図る取組

- ・史跡の保存整備事業に伴い実施してきた小田城跡の内容確認調査を31年度に終了した後は、状況に応じて史跡周辺その他の埋蔵文化財の内容確認調査や、膨大な埋蔵文化財調査資料の活用に向けた分析を進めていきます。

1-3.文化財現況確認事業

予算事業名

12.文化財調査事業

継続する取組

- ・茨城県文化財保護指導員との国・県指定物件及び埋蔵文化財の巡視をします。

新規開始・充実・強化を図る取組

- ・市指定文化財や各種文化財調査で把握した無指定物件のうち重要なものについて、文化財の現況確認に加えて市民参加と文化財所有者の意識向上を目的とした、文化財サポーターによる文化財見回り隊を新たに結成し、巡視を強化します。

1-4.市史編纂事業

予算事業名

14.市史編纂事業

継続する取組

- ・市史編纂の基礎となる史・資料調査を実施します。

新規開始・充実・強化を図る取組

- ・事業の中でまとめた内容は、市の歴史や文化財の価値判断を基本として、保存事業での指定物件の選択や、活用事業での施設の展示構成等に広く反映させていきます。
- ・史・資料調査の成果に応じて『通史編』刊行を検討します。

基本施策2

文化財を適切に後世に伝える

2-1.各種文化財保存事業

予算事業名

11 文化財保護審議会事業 13 文化財維持管理事業

継続する取組

- ・指定名称の見直しを進めます。
- ・市が所有・管理する文化財について、適切な維持管理・修理等を行います。
- ・文化財の所在地が判明することによる盗難の危険性に留意しながら、復元や案内板・説明板の設置等の環境整備を進めます。



百家竜水万灯

新規開始・充実・強化を図る取組

- ・現在、統一的な基準がない文化財の市指定・市認定基準についても早期に検討し、制度の円滑な活用を図ります。
- ・各種文化財調査事業での調査成果をもとに、重要な物件については指定制度・認定制度等での保護を積極的に検討します。
- ・市内の研究所・機関と'保存科学'等の分野で連携を図ります。
- ・修理の履歴を含めた文化財台帳の補充を行い、活用での利便性を意図したデジタル化を検討します。

2-2. 史跡保存事業

予算事業名

15 小田城跡事業 17 金田官衙遺跡事業

継続する取組

- ・小田城跡において、現状変更ができない指定地について、所有者等の申出を受けて国庫補助事業により保存用地として土地の買収を行います。
- ・金田官衙遺跡で平成 22 年度～33 年度（2010～2021）で計画している区画整理事業地内の史跡指定地について、国庫補助事業により保存用地として土地の買収を行います。



金田官衙遺跡

2-3. 埋蔵文化財保存事業

予算事業名

12 文化財調査事業

継続する取組

- ・公共・民間事業ともに、開発等手続きの徹底化を図ります。

新規開始・充実・強化を図る取組

- ・遺跡地図の改訂版を作成します。

2-4. 民間所有文化財支援事業

予算事業名

13 文化財維持管理事業 15 小田城跡事業

継続する取組

- ・文化財の状況確認調査と所有者の意向を踏まえて、所有者等が行う修理・保存への助言及び市条例・要綱に基づく補助金交付等の支援を計画的に行います。

新規開始・充実・強化を図る取組

- ・所有者等への支援強化を意図した、既存の補助制度の見直しや、文化財サポーターによる維持管理への協力等の、補助制度以外での支援策等を検討していきます。

基本施策3 文化財を市民のために活用する

3-1.文化財普及・周知事業

予算事業名

16 文化財展示施設管理事業 18 歴史文化教育活用事業

継続する取組

- ・常設展示のほか巡回企画展や講演会等を実施し、多くの方が歴史や文化財に触れる機会を作ります。
- ・文化財課主催の講座や交流センターでの市民講座との連携、講演会等の開催を通じて、市の歴史や文化財の周知・活用を進めます。
- ・平沢官衙遺跡・小田城跡歴史ひろばの所在を広く周知するため、市関係部局や地元NPO法人・地元関係団体と連携して、定期的にイベントを開催するとともに、地域振興の拠点としても活用します。
- ・パンフレット等広く配布できる資料を作成します。
- ・「筑波山地域ジオパーク」と連携し、関連する文化財を活用します。



平沢官衙遺跡歴史ひろばでの催事

新規開始・充実・強化を図る取組

- ・市ウェブページ内容更新その他を通じ、文化財情報の周知を改善します。
- ・既存の文化財展示施設の展示や活用の施策を充実させます。その一環として、展示内容を更新し、障害者・外国人が見学しやすい工夫もします。
- ・民有指定文化財の公開や発掘調査現場の見学その他、文化財を活用した体験学習等、市民が文化財をより身近に感じられる事業を実施します。

3-2. 学校での伝統文化教育支援事業

予算事業名

18 歴史文化教育活用事業

継続する取組

- ・市内小中学校への支援事業として、つくばスタイル科授業での施設解説や出前講座を実施し、社会科教育研究会、「ちびっこ博士事業」との連携も進めます。
- ・社会科副読本作成協力や、子供向け資料作成、夏休み自由研究相談室・体験学習等を通じて、小中学生の郷土の歴史や文化財に対する理解と関心を高めます。



企画展を見学する児童

新規開始・充実・強化を図る取組

- ・これまで関わりが少なかった大学・高校と連携し、大学生・高校生が外国人留学生や小・中学生への解説を担うことで、両者共に歴史や文化財への理解を深める事業に着手します。

3-3. 文化財サポーター事業

予算事業名

継続する取組

- ・市民が歴史や文化財に触れる機会、市の文化財行政を知る機会を作ることを目的に、現在一部の施設・団体にとどまっているボランティアと連携した事業を、拡大して実施します。

新規開始・充実・強化を図る取組

- ・ボランティア育成を目的とした講座を開催します。
- ・経験のあるボランティアの方々による民具の使い方の実演や戦争の体験談、学園都市建設前後の体験談等を、学校教育支援等におけるプログラムとして実施します。
- ・市が育成・組織する文化財サポーターによる、展示施設や文化財の解説のほか、学校支援業務への協力、文化財の見廻り、イベント時の補助、展示の作成等の活動を検討します。
- ・見学者が集まるとともに参加可能な集落祭礼の活性化を検討します。

3-4.文化財展示施設管理事業
予算事業名
18 歴史文化活用事業
継続する取組
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財展示施設の案内、清掃や各種点検等の日常管理、施設や設備の修理・修繕を通じて、施設を適正に管理します。
新規開始・充実・強化を図る取組
<ul style="list-style-type: none"> ・出土品や民具等の文化財保管施設は、市内の廃校利用を視野に入れ、早急に確保します。また、その際には、簡単な展示に対応出来るよう検討します。 ・復元建物屋根等の経年劣化が進んだ平沢官衙遺跡歴史ひろばについて、国庫補助事業としての再整備に向けた保存活用計画を策定し、文化庁との調整ができたときには、早期に再整備事業に着手します。 ・平成 33 年度（2021）で土地買収が終了する金田官衙遺跡について、今後の維持管理や活用方針等の将来像を定める保存活用計画の策定を検討します。 ・意識調査でも多様な意見があった展示施設のあり方を多角的に調査し、将来的の統一的文化財施設の設置や展示施設の統廃合の要否について検討します。

事業内の各業務の実施目標時期については、すでに実施している「継続」、平成 33 年度までを目標にできるだけ早くに着手する「早期」、準備期間を経て平成 36 年度までを目標に着手する「中期」、平成 37 年度以降の将来的な目標とする「後期」に区分して示しました。事業の多くは着手後も終了時期を定めず、長期間にわたり継続して実施します。

＜施策の着手の計画年度表＞

基本 施策	施策	継続する取組み	新規開始・充実・強化を図る取組		
			早期	中期	後期
1 文化財の現状や価値を正確に把握する	1 各種文化財 基本調査事業	<ul style="list-style-type: none"> 悉皆調査 調査成果の報告書・パンフレット等による市民向けの情報発信 	市内の大学・研究機関との連携をより密に	<ul style="list-style-type: none"> 従来対象になりにくかった文化財や歴史を調査 既存調査成果活用を図る整理・データベース化 	
	2 埋蔵文化財 調査事業	<ul style="list-style-type: none"> 開発等対応の調整・調査業務 業務の効率化・体制整備を検討 	史跡周辺埋蔵文化財の内容確認調査	膨大な調査資料の活用に向けた分析	
	3 文化財現況 確認事業	茨城県文化財保護指導委員との文化財巡視		文化財サポーターによる見廻り隊を結成	
	4 市史 編纂事業	市史編纂の基礎となる史・資料調査	史・資料調査結果を保存・活用に活かす	史・資料調査結果に応じて『通史編』刊行を検討	
2 文化財を適切に後世に伝える	1 各種文化財保存事業	<ul style="list-style-type: none"> 指定名称の見直し 文化財の適切な維持・修理 復元や案内板・説明版の設置等の環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 各種文化財成果をもとに重要物件を指定制度・認定制度等での積極的な保護を検討 市指定・認定基準を早期に検討し制度を円滑に活用 文化財台帳内容の改正 市内の研究所・機関と保存科学分野での連携 	文化財台帳デジタル化の検討	
	2 史跡保存事業	<ul style="list-style-type: none"> 小田城跡の保存上必要な土地の公有化 金田官衙遺跡の保存上必要な土地買収 			
	3 埋蔵文化財保存事業	開発等手続きの徹底	遺跡地図の改訂版作成		
	4 民間所有文化財支援事業	所有者等による修理・保存事業に対する助言・補助金等の支援		所有管理者・保存活用団体への支援強化検討	

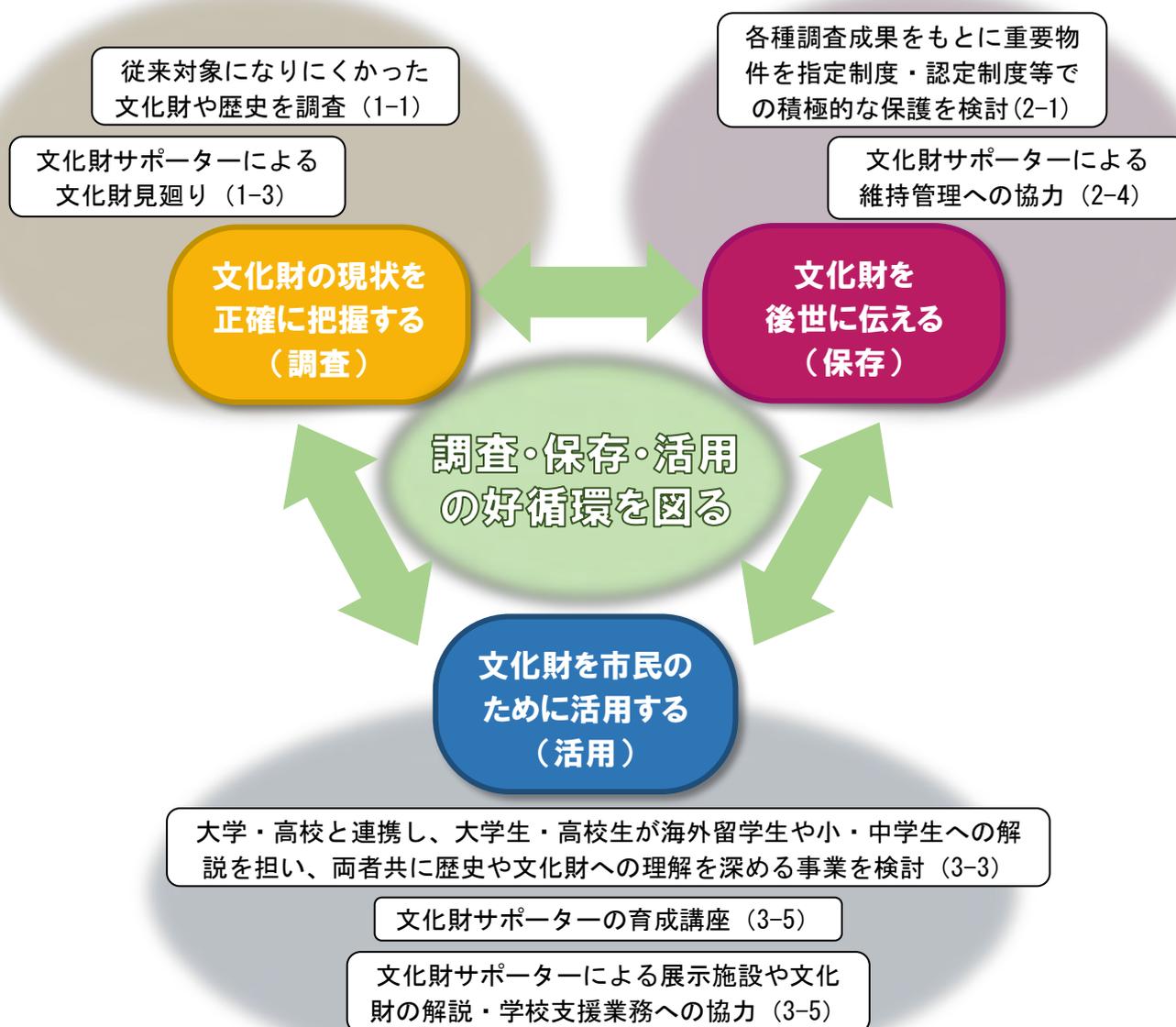
基本 施策	施策	継続する取組み	新規開始・充実・強化を図る取組		
			早期	中期	後期
3 文化財を市民のために活用する	1 文化財普及・周知事業	<p>巡回企画展・講演会等の実施</p> <p>各種講座や講演会等の開催</p> <p>歴史ひろばで定期的にイベントを開催・地域振興の拠点として活用</p> <p>パンフレット等資料作成</p>	<p>発掘現場見学・体験学習・民間所有文化財公開等の実施</p> <p>市ウェブページを更新して周知</p> <p>文化財展示施設の活用施策充実</p>		
	2 学校での伝統文化教育支援事業	<p>つくばスタイル科等授業での施設解説や出前講座の実施・教育研究会社会学部・ちびっこ博士事業との連携を推進</p> <p>子ども向け資料作成・社会科副読本協力</p>	<p>大学・高校と連携し、大学生・高校生が海外留学生や小・中学生への解説を担い、両者共に歴史や文化財への理解を深める事業を検討</p>		
	3 文化財サポーター事業	<p>ボランティア・市民団体と連携した事業を拡大・実施</p>	<p>文化財サポーター育成講座の開催</p> <p>ボランティアによる民具の使い方実演や戦争・学園都市建設前後の体験談等の学校教育支援等プログラム化検討</p> <p>集落祭礼活性化を検討</p>	<p>文化財サポーターによる文化財解説・イベント補助・展示作成等の活動を検討</p>	
	4 文化財展示施設管理事業	<p>施設の適正管理</p>	<p>文化財保管施設を廃校利用を視野に入れ早急に確保</p> <p>平沢官衙遺跡保存活用計画策定及び事業着手</p>	<p>金田官衙遺跡保存活用計画策定を検討</p>	<p>展示施設のあり方を多角的に調査</p> <p>統一的文化財施設や施設の統廃合等の要否の方</p>

第2節 好循環への取組み

この計画では、市民全体で市の文化財を伝えていく基本理念を実現するため、つくば市の個性を活かしながら、特にこれまで不足していた市民への情報発信や市民との協働の機会を増やし、調査・保存・活用を好循環させる基本方針を大きな特色とします。

例えば、講座により育成された文化財サポーターが現況確認調査、文化財見回り隊、展示施設や学校教育支援での解説で市と協働するという、文化財サポーターを軸とする事業間の連携や、これまで文化財とはなりにくかった研究学園都市の記録や地名、方言、伝統行事等を幅広く調査し、つくば市独自の「市認定地域文化財制度」で認定することで、展示・公開や「つくばスタイル科」授業等での活用を図るという、市認定地域制度を軸とする事業間の連携は、本計画の特色を象徴する取組となります。

このような取組を通じて、市民や文化財所有者等に文化財の価値を知っていただき、文化財の次世代への継承へとつなげていきます。



第6章 計画の推進方策

第1節 文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針

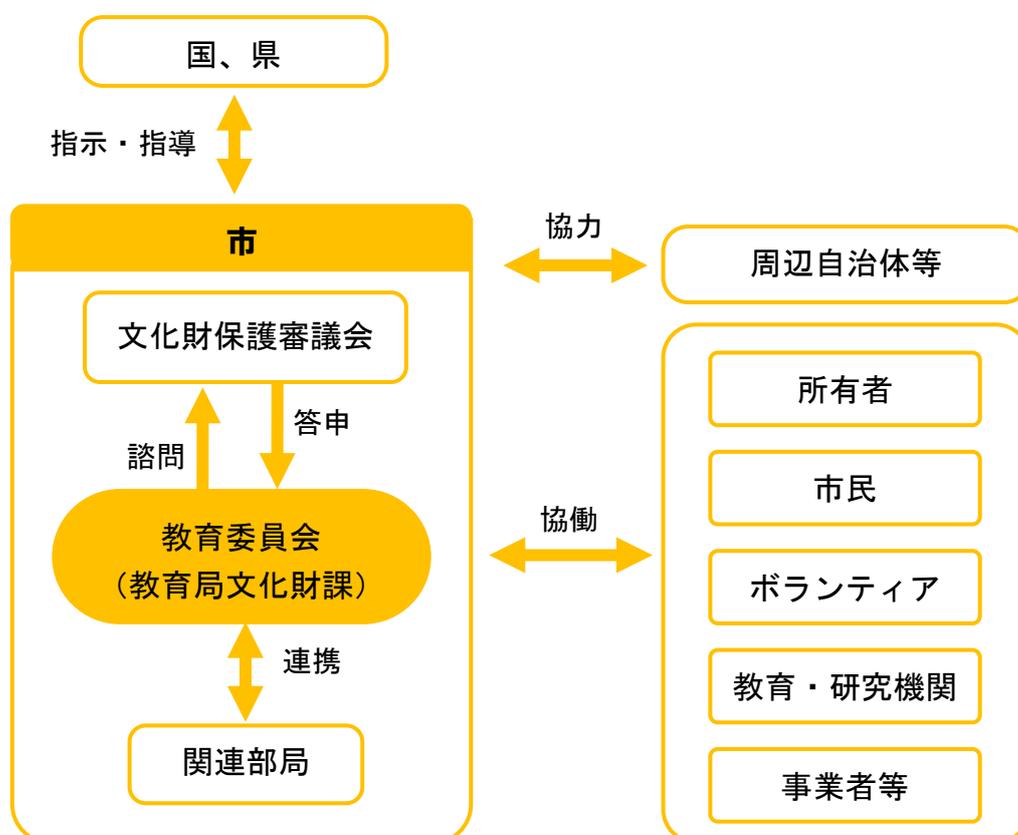
1. 全庁的な取組みの推進

本計画のつくば市担当部局・課は文化財課となります。施策を実行していくために担当職員、特に文化財専門員の充実を図ります。平成30・31年度（2018,2019）には複数名の採用を予定しております。

また、庁内部局との連携を一層推進していきます。文化財の活用に関して基本計画に掲載のある環境・景観・生涯学習・自然・観光・ジオパーク・芸術文化だけでなく、施策の実施に関係する政策との連携や、文化財の保存に関する部局等との連絡体制も強化していきます。

2. 市民や他機関との連携

文化財の保護は地元自治体であるつくば市だけではできないため、国・県・周辺自治体、専門的な指導に関わる大学や研究機関との連携及び文化財の所有者等をはじめ、文化財関係のボランティア・団体・地域づくりに関わる住民等との協働も図っていきます。



第2節 「つくば市文化財保存活用計画」の運用と見直し

計画に掲げた各施策（事業）については、第4章でも触れたとおり、庁内での事務事業評価の対象とします。文化財の保存・活用事業での数値目標設定は難しいため、本計画では第5章で施策の着手時期を明示し、事務事業評価制度の中で毎年、進捗状況の実績評価を行うこととします。実施に当たっては、つくば市文化財保護審議会に進捗状況を報告し、指導・助言を得ます。また、抜本的な見直しは、長期計画もあるため10年を基本とし、その際、平成31年（2019）4月施行の改正文化財保護法で位置づけがなされる「文化財保存活用地域計画」への変更も視野に入れて検討します。

資料編

資料 1 策定の経過

1. つくば市文化財保存活用計画策定懇話会

(1) 設置要項

(設置)

第1条 つくば市の文化財保存と活用の基本方針や施策を定めるつくば市文化財保存活用計画（以下「計画という」）の策定にあたり、意見、知見等を聴取し、計画策定の参考とすることを主な目的とした、つくば市文化財保存活用計画策定懇話会（以下「懇話会」という）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇話会は計画策定のため、その内容について検討する。

(構成)

第3条 懇話会は、委員9人で構成する。

(選任)

第4条 委員は、学識経験のある者及び市民のうちから、教育長が選任する。

(任期)

第5条 懇話会委員は、平成30年7月13日から平成31年3月29日までとする。

2 平成31年3月29日に計画策定が完了しなかったときは、選任から2年を超えない範囲で完了まで任期を延長する。

(会長)

第6条 懇話会には、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集する。

2 会議は、計画策定までの間、5回程度開催する。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会長は、第2条にかかげる事項を行なうにあたり、委員以外の関係者の出席を求め、意見及び説明を受けることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市教育局文化財課が行う。

附則

この要項は、平成30年4月13日から施行する。

附則

この要項は、平成30年6月28日から施行する。

(2) 委員名簿

役職	氏名	分野	所属等
会長	小口 千明	歴史地理	筑波大学人文社会学系教授
副会長	柴原 正好		市民委員
	関根 真紀	建造物	株式会社里山建築研究所代表
	田中 ひとみ	天然記念物	NPO 法人つくば環境フォーラム代表
	林 圭史	民俗	茨城県立歴史館学芸員
	橋本 佳子		市議会推薦者
	小山 亮子		市民委員
	藤巻 秀和		市民委員
	吉原 一行		市民委員

2. 経過

平成 30 年 7 月 13 日に策定懇話会委員 9 名を選任（うち市民委員 4 名）し、懇話会を実施し計画について検討を行いました。また、計画案については、市文化財保護審議会、市教育委員会にも意見を求めました。

開催日	会議名	協議内容
平成 30 年 5 月 14 日	第 1 回文化財保護審議会	計画の概要について
平成 30 年 7 月 23 日	第 1 回文化財保存活用計画策定懇話会	現状と課題について
平成 30 年 8 月 22 日	教育委員会 8 月定例会	計画の概要について
平成 30 年 8 月 30 日	第 2 回文化財保存活用計画策定懇話会	課題に対する施策について
平成 30 年 10 月 1 日	第 3 回文化財保存活用計画策定懇話会	計画文案について
平成 30 年 10 月 25 日	第 2 回文化財保護審議会	パブリックコメント案について
平成 30 年 10 月 29 日	第 4 回文化財保存活用計画策定懇話会	パブリックコメント案について
平成 30 年 10 月 31 日	教育委員会 10 月定例会	パブリックコメント案について

資料2 関連基本計画類概要

市の諸計画に盛り込まれる文化財保護行政は、以下のとおり多岐にわたります。

(1) 上位計画

『つくば市未来構想』(平成27年3月)

21世紀半ばまでを計画期間とした市のまちづくりにおける基本的な指針です。理念Ⅰ「人を育み、みんなで支え合うまち」の中で文化・芸術の振興の活性化等に積極的に取り組むとあります。理念Ⅳ「つくばの資源をいかし、世界へ貢献するまち」の「資源」の中には、豊かな自然環境、歴史と文化等が含まれています。

『つくば市戦略プラン』(平成27年3月)

効果的・効率的に「つくば市未来構想」に掲げられた未来の都市像実現に向け取り組むために策定され、戦略的・計画的に施策を展開しています。基本施策3「スポーツと文化・芸術を進行する」の中の個別施策3「文化財保護の推進」の中で、「先人から受け継いできた、つくば市の多種様な歴史・文化遺産をこれからも後世に伝えるため、市民がこれらに触れられる場の拡充に取り組みます。」と述べられています。

『第2期つくば市教育振興プラン』(平成28年8月)

「未来をひらく、やさしく、しなやかで、たくましい 幼児・児童・生徒の育成」を基本理念として、「夢・感動のある楽しい学校」の創造を目指すために策定されました。基本方針2「豊かな心と健やかな体を育む」の施策1「豊かな心を育む教育の充実」の中で、「伝統・文化等に触れる教育の推進」が謳われています。

(2) 連携する計画

『第2次つくば市環境計画』(平成22年4月)

つくば市環境基本条例に規定する基本理念の実現に向けて、市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定されました。計画の基本的事項において、取り組むべき環境の項目「くらし」の中に施策3「歴史的環境・景観の保全と創造」とあり、文化財の保護・景観の保全に努めることなどが述べられています。

『つくば市景観計画(第1回変更)』(平成24年6月)

つくば市景観計画では、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成ための行為の制限に関する事項などを定めており、建築物等の良好な景観形成を誘導します。つくば市の景観特性と景観構造として、「歴史的な文化財がつくりだす文化的景観、魅力ある商店街の既成市街地の景観など、特徴的な景観も形成されている。」と記述されています。

『第2次つくば市生涯学習推進基本計画』（平成28年1月）

生涯学習関連事業を体系的かつ効率よく推進するため策定されました。生涯学習関連施設として、文化財展示施設類の小田城跡を除いた4館が挙げられています。また、施策の柱4「絆づくりと地域づくりに向けた学習機会の提供」において、文化財保護や歴史・文化の継承などを通じて、人と人、地域と地域が結びつき、ともに成長していけるような学習機会の提供を進めます」とあります。

『つくば市都市マスタープラン2015』（平成28年1月）

つくば市における各種の都市計画を定めていくための指針となるものです。まちづくりの目標1「豊かな自然・農村・文化・街並みを守り、引き継いでいくまち」とあり、古くから培われてきた歴史・文化と研究学園地区が織りなすつくばの特徴ある街並みは将来にわたって守り引き継いでいくべき貴重な資産であると述べられています。目標2「地域文化・科学技術をいかし、世界に貢献する、活力あるまち」とあり、筑波山、小田城跡、農村集落等が生むつくば独自の地域文化や研究機関の集積などつくばならではの資源を最大限にいかし、新たな産業の振興を推進すると述べられています。

『つくば市緑の基本計画（改訂版）』（平成28年3月）

つくば市が長期的な視点から定める緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。都市公園以外の公園緑地の一つとして、史跡が17件（天然記念物含め緑として捉えられるもの）挙げられています。また、これまでの主な緑の推進施策の実施状況の中に、つくばライフを楽しむ緑の拠点づくりとして小田城跡の整備、新たに整備する緑の拠点として金田官衙遺跡を含むオープンスペースの整備が挙げられています。

『第2次つくば市観光基本計画』（平成29年3月）

つくば市の観光分野の大きな方向性を示し、施策を展開しています。計画の基本理念である「つくば市の資源をいかし、世界を魅了するまちへ」の資源の中には歴史と文化も含まれており、基本方針には「自然・科学・歴史をいかした観光プログラムづくり」とあります。主な取組として自然環境をいかした観光プログラムの推進とあり、具体的には小田城歴史ひろば等を活用した観光ルートの開発などが挙げられています。

『つくば市文化芸術推進基本計画』（平成31年3月策定予定）

つくば市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定されました。計画の基本的方向の1つとして「多様な文化と伝統が調和するまち つくば」を掲げ、この基本施策として「地域に根付いた伝統の継承・発展」をあげています。ここでは、「つくばに根づく歴史的、芸術的、学術的な魅力・価値を有する有形・無形の文化財等、地域の貴重な文化資源を保存、継承」とするとともに、「観光資源としても活用していく」と述べられています。

資料3 調査概要表

通し番号	分野番号	分野別番号	調査報告書・成果	刊行年月日	関係する調査、調査内容等
	1		町村史編纂調査・文化財全般		
1	1	1	荃崎村教育委員会『荃崎村史』	昭和48年3月31日	
2	2	2	谷田部の歴史編さん委員会『谷田部の歴史』	昭和50年9月15日	昭和43～50年度 谷田部の歴史編さん調査
3	3	3	桜村史編さん委員会『桜村史(上巻)』	昭和57年3月20日	昭和54～56年度 桜村史編さん調査
4	4	4	桜村史編さん委員会『桜村史(下巻)』	昭和58年3月22日	昭和54～56年度 桜村史編さん調査
5	5	5	桜村教育委員会『桜村歴史散歩 ガイドブック』	昭和60年3月31日	指定文化財16件、遺跡・寺院等84件
6	6	6	豊里町史編纂委員会『豊里の歴史』	昭和60年3月31日	昭和58～59年度 豊里町史編纂調査
7	7	7	つくば市教育委員会大地区教育事務所『大穂の文化財(写真集)』	平成元年3月15日	29件
8	8	8	大穂町史編纂委員会『大穂町史』	平成元年3月31日	昭和60～63年度 大穂町史編纂調査
9	9	9	筑波町史編纂委員会『筑波町史(上巻)』	平成元年9月15日	昭和43～44年度・54～56年度 筑波町史編纂調査
10	10	10	筑波町史編纂委員会『筑波町史(下巻)』	平成2年3月25日	昭和43～44年度・54～56年度 筑波町史編纂調査
11	11	11	荃崎町史編さん委員会『荃崎町史』	平成6年3月15日	平成元～5年度 荃崎町史編さん調査
12	12	12	つくば市教育委員会『つくば市の文化財 2009年版』	平成21年	国・県・市指定・登録文化財115件
	2		建造物		
13	1	1	茨城県教育委員会『緊急民家調査』	昭和51年	昭和41・49年度調査
14	2	2	橋本文夫、(財)新住宅普及会・住宅建築研究所『都市集住様式の歴史的研究 そのIV 近世町屋の実態調査(筑波の場合)(東京都立大学 石井研究室)』	昭和54年7月	
15	3	3	茨城県教育委員会『茨城県の近世社寺建築』	昭和57年3月31日	昭和56年度調査
16	4	4	筑波町文化財保護審議会『筑波の文化財 社寺建築篇』	平成2年	18件
17	5	5	つくば市教育委員会・(財)国際科学振興財団・筑波大学『つくばの民家—つくば市古民家調査報告書—』	平成14年3月	平成10～13年度つくば市古民家調査、63件
18	6	6	つくば市教育委員会・工学院大学『筑波の町並み—つくば市町並み・建造物調査報告書—』	平成18年3月	平成14～17年度つくば市町並み・建造物調査、古民家12件、筑波山神社参詣道調査ほか
19	7	7	茨城県教育委員会『茨城県近代和風建築総合調査報告書』	平成29年3月31日	平成28・29年度茨城県近代和風建築総合調査、3件
	3		美術・工芸		
20	1	1	筑波町史編纂委員会『筑波町石造資料集 上巻』	昭和58年3月30日	東部677件
21	2	2	筑波町史編纂委員会『筑波町石造資料集 下巻』	昭和62年3月31日	西部478件・東部補遺31件
22	3	3	谷田部町教育委員会『谷田部の石仏』	昭和62年3月31日	昭和61・62年度谷田部町調査、682件
23	4	4	筑波町文化財保護審議会『筑波の文化財 絵画篇』	昭和62年	13件
24	5	5	筑波町文化財保護審議会『筑波の文化財 彫刻篇』	昭和61年3月	11件
25	6	6	筑波町文化財保護審議会『筑波の文化財 工芸篇』	平成元年	23件
26	7	7	筑波町文化財保護審議会『筑波の文化財 板碑・補遺篇』	平成3年	板碑24件、その他11件
27	8	8	※台帳整備のみ、調査報告は未刊行	-	平成14・16年度茨城県教育委員会未指定有形文化財(仏像)調査
	4		民俗文化財		
28	1	1	桜村の民俗編纂委員会『桜村の民俗』	昭和60年3月30日	
29	2	2	つくば市教育委員会・筑波大学『つくば市の祭りと行事—つくば市民俗文化財調査報告書』	平成26年3月31日	平成20～24年度つくば市民俗文化財調査、詳細調査21件
	5		天然記念物		
30	1	1	平成31年度刊行予定		平成26年度～つくば市自然文化財調査、29年度まで巨樹等289件
	6		文化的景観		
31	1	1	つくば市教育委員会・特定非営利活動法人全国町並み保全連盟『つくば集落景観基本調査報告書』	平成19年3月	平成18年度つくば集落景観基本調査、旧筑波町・大穂町・豊里町39集落
32	2	2	つくば市教育委員会・特定非営利活動法人全国町並み保全連盟『つくば集落景観基本調査報告書』	平成20年2月	平成19年度 つくば集落景観基本調査、旧大穂町・豊里町・谷田部町・桜村・荃崎町119集落
	7		史跡・埋蔵文化財		
33	1	1	茨城県教育庁社会教育課『筑波研究学園地区埋蔵文化財保存度調査』	昭和42年3月31日	昭和41年度調査、学園都市関係6町村の分布調査237遺跡、試掘調査2遺跡
34	2	2	筑波ライオンズクラブ『筑波町の遺跡と文化財』	昭和49年3月31日	昭和48年筑波ライオンズクラブ事業、70遺跡・その他文化財等20件
35	3	3	茨城県教育委員会『国際科学技術博覧会々場候補地内に係る埋蔵文化財調査報告書』	昭和55年10月	昭和55年度調査、博覧会候補地内の分布調査・試掘調査、2遺跡確認

通し 番号	分野 番号	分野別 番号	調査報告書・成果	刊行年月日	関係する調査、調査内容等
36		4	筑波大学 筑波古代地域史研究グループ『筑波古代地域史の研究』	昭和57年3月31日	昭和54～56年文部省特定研究費調査、市内11遺跡等
37		5	つくば市教育委員会『つくば市遺跡分布調査報告-大穂地区・豊里地区-』	平成4年3月31日	平成2・3年つくば市遺跡分布調査(大穂・豊里地区)、121遺跡
38		6	つくば市教育委員会『つくば市遺跡分布調査報告-谷田部地区・桜地区-』	平成13年3月23日	平成11・12年度つくば市遺跡分布調査(谷田部・桜地区)、284遺跡
39		7	つくば市教育委員会『つくば市遺跡地図』	平成13年7月	平成11・12年度つくば市遺跡分布調査(谷田部・桜地区及び大穂・豊里・筑波地区の補足)、560遺跡
40		8	つくば市教育委員会『つくば市遺跡地図-荃崎地区-』	平成16年3月	平成12年度荃崎町遺跡分布調査、46遺跡
	8		古文書		
41		1	筑波町史編纂委員会『筑波町史資料集 第1篇』	昭和53年5月27日	村明細帳
42		2	筑波町史編纂委員会『筑波町史資料集 第2篇』	昭和54年5月25日	筑波と天狗党
43		3	筑波町史編纂委員会『筑波町史資料集 第3篇』	昭和55年5月25日	おたまき
44		4	筑波町史編纂委員会『筑波町史資料集 第4篇』	昭和56年5月30日	事蹟簿
45		5	筑波町史編纂委員会『筑波町史資料集 第5篇』	昭和57年3月25日	社寺篇
46		6	筑波町史編纂委員会『筑波町史資料集 第6篇』	昭和57年	近世の土地と戸口
47		7	筑波町史編纂委員会『筑波町史資料集 第7篇』	昭和58年	近世の産業
48		8	筑波町史編纂委員会『筑波町史資料集 第8篇』	昭和59年3月30日	中世編1
49		9	筑波町史編纂委員会『筑波町史資料集 第9篇』	昭和60年3月30日	水利・入会
50		10	筑波町史編纂委員会『筑波町史資料集 第10篇』	昭和61年3月31日	中世編2
51		11	筑波町史編纂委員会『筑波町史資料集 第11篇』	昭和63年3月31日	近世の社会・政治編
52		12	桜村教育委員会『桜村古文書目録 第1集』	昭和58年3月31日	昭和57年度調査、細田重雄家文書外2件
53		13	桜村教育委員会『桜村古文書目録 第2集』	昭和59年3月31日	昭和58年度調査、金田村沼尻隆家文書外2件
54		14	桜村教育委員会『桜村古文書目録 第3集』	昭和60年3月31日	昭和59年度調査、花室村大津信次家文書外7件
55		15	桜村教育委員会『桜村古文書目録 第4集』	昭和61年3月31日	昭和60年度調査、中根村本橋真家文書外3件
56		16	桜村教育委員会『桜村古文書目録 第5集』	昭和62年3月31日	昭和61年度調査、大角豆村横田稔家文書外2件
57		17	つくば市教育委員会桜地区教育事務所『旧桜村古文書目録』	昭和63年3月31日	昭和62年度調査、大村酒井治也家文書外14件
58		18	大穂町史編纂委員会『大穂の古文書(大穂町史編纂委員会収集資料目録)』	昭和63年3月30日	昭和60～63年度調査、48件
59		19	荃崎町史編さん委員会『荃崎町史編さん資料 近世・近代史料集』	平成5年3月31日	49件
60		20	つくば市教育委員会『つくば市史 史料集 第1編』	平成15年3月31日	村明細帳上
61		21	つくば市教育委員会『つくば市史 史料集 第2編』	平成16年3月31日	村明細帳下
62		22	つくば市教育委員会『つくば市史 史料集 第3編』	平成17年3月31日	谷田部藩上
63		23	つくば市教育委員会『つくば市史 史料集 第4編』	平成18年12月25日	谷田部藩下
64		24	つくば市教育委員会『つくば市史 史料集 第5編』	平成20年2月21日	長島尉信
65		25	つくば市教育委員会『つくば市史 史料集 第6編』	平成21年3月31日	太田村御用留(上)
66		26	つくば市教育委員会『つくば市史 史料集 第7編』	平成22年3月29日	太田村御用留(中)
67		27	つくば市教育委員会『つくば市史 史料集 第8編』	平成23年3月20日	村の年代記
68		28	つくば市教育委員会『つくば市史 史料集 第9編』	平成24年3月19日	旗本堀領
69		29	つくば市教育委員会『つくば市史 史料集 第10編』	平成25年3月19日	旗本本多領
70		30	つくば市教育委員会『つくば市史 史料集 第11編』	平成27年3月25日	若森県
71		31	つくば市教育委員会『つくば市史 史料集 第12編』	平成28年3月25日	谷田部藩(中)
72		32	つくば市教育委員会『つくば市史 史料集 第13編』	平成29年3月24日	仙台藩領(上)
73		33	つくば市教育委員会『つくば市史 史料集 第14編』	平成30年3月23日	仙台藩領(下)
74		34	財団法人日本地図センター『いまに残る郷土の文化遺産 つくばの古い絵図』地図と測量の科学館 開館10周年記念特別展「地図で知るふるさとつくば」展示図録	平成18年3月1日	古絵図63点

※各分野のうち、無形文化財、名勝については悉皆的な調査歴は無い。伝統的建造物群については建造物、文化的景観が関係。

資料4 意識調査結果

(1) 市民等

つくば市の文化財や文化財に関する施策に関する意識や印象を把握するため、意識調査を実施しました。比較的文化的財に関心がある方々の意見を募るため、文化財展示施設と市のウェブページで回答を募りました。

結果として、多くの方が文化財や文化財に関する施策は重要だと考えているが、平沢官衙遺跡と小田城跡を除く市内の文化財や市の施策については、知られていないことがわかりました。

■実施概要

調査方法	展示施設での用紙記載	WEB	合計
調査期間	平成30年9月15日～10月8日	平成30年9月19日～10月8日	-
回答数	73人	40人	113人
回答者	市内	42人 (57.5%)	80人 (70.8%)
	市外	29人 (39.7%)	31人 (27.4%)

※展示施設の回答数の内訳は、平沢官衙遺跡 24人、小田城跡 32人、桜歴史民俗資料館 15人、出土文化財管理センター 2人。

■回答者の属性

回答者の性別は、男性の方が多くなっています。年代については、WEBでの回答者は20～40代の比較的若い世代が24人と多くなっています。一方、施設での回答者は、60歳以上が43人と過半を占めています。

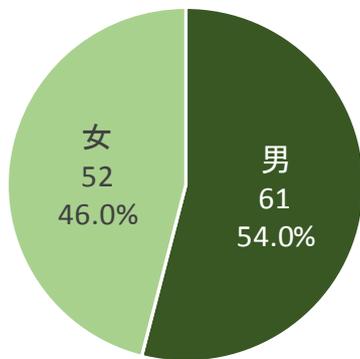


図1 性別

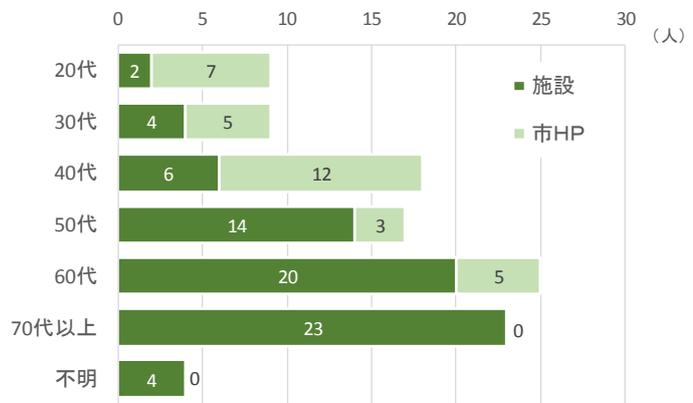


図2 年代

■文化財のイメージ

文化財を「校正に伝えていく大切な宝」、「歴史や文化を学ぶ資料」とイメージしている方は8割を超え、多くの方が文化財の重要さを感じ良いイメージを持っている結果となりました。悪いイメージの回答も少数ありましたが、良いイメージとの回答とあわせて選択したものが多く、例えば「大事だけれども親しみにくい」といった二面性を感じている方もいるという結果となりました。

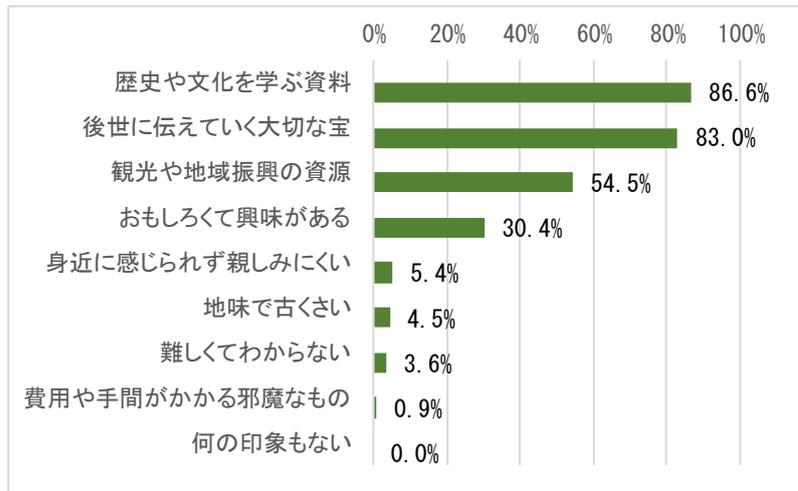


図3 文化財のイメージ（複数回答）

■文化財の知名度

平沢官衙遺跡及び小田城跡の知名度は8割以上で、好きな文化財としても最も多く名が挙がりました。史跡整備やイベント等で周知した成果が出ていると考えられます。一方、その他の文化財については、県指定物件でも知名度が2割に届かないものもあり、文化財全般が広く知られていない状況がわかりました。

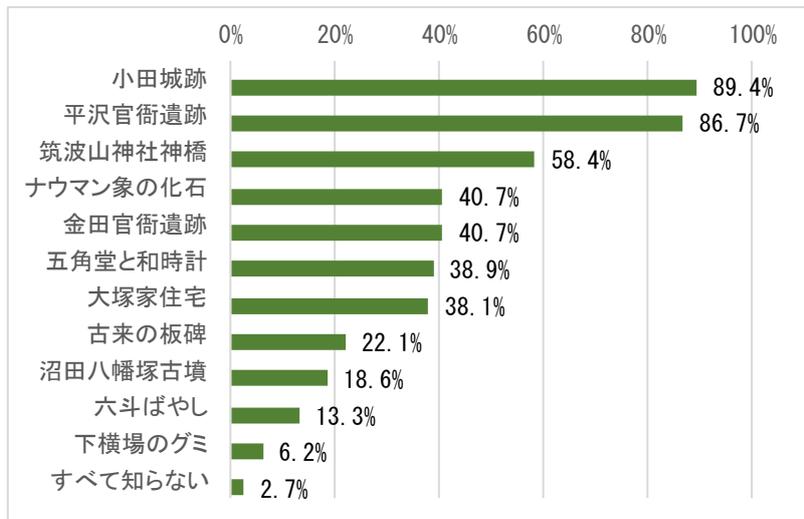


図4 文化財の認知度（複数回答）

■展示施設への来館・催事等への参加

平沢官衙遺跡及び小田城跡の両歴史ひろばは、6割以上の方が訪れており、市の文化財を代表するものとなっていることがうかがえます。

催事等への参加については、参加したことがないが半数程度と多くなっています。参加したことがある催事としてはイベント・企画展・講座が多くなっています。文化財に興味がある方の回答であるため、より新しい展示や深く理解できる講座への興味関心がうかがえます。

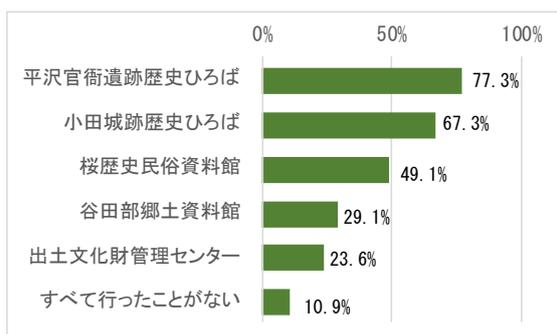


図5 展示施設等への来館（複数回答）

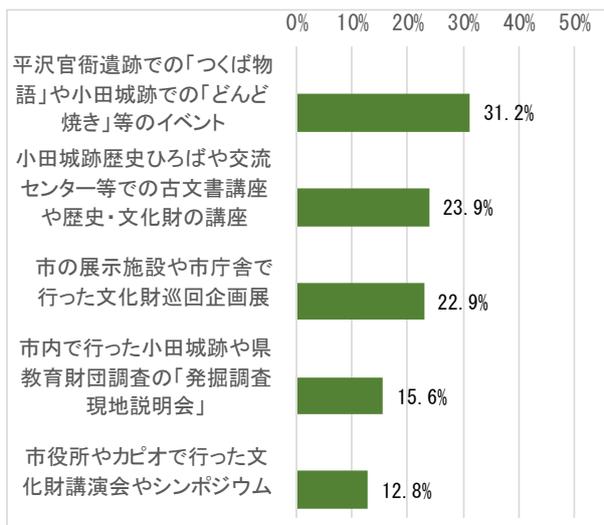


図6 参加した催事・イベント（複数回答）

■情報の入手先

文化財や催事の情報については、広報つくばが7割を超えて圧倒的に多くなっています。施設回答者ではチラシ・ポスターが、WEB回答者では市ホームページが続いて多くなっています。

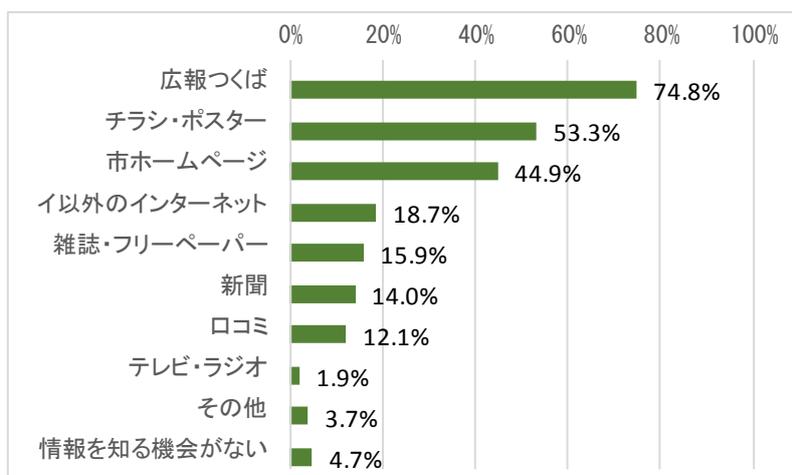


図7 情報の入手先（複数回答3つまで）

■文化財の施策について

市が実施している文化財の施策が重要かとの問いでは、すべての施策で「重要」が最も多く、「やや重要」とあわせて過半数を超えていた。一方、施策が十分かとの問いには、ほとんどの施策において「十分」「やや十分」より「不十分」「やや不十分」の回答が多いほか、7つ施策うち4つで「わからない」が最も多くなっています。多くの方が、文化財の施策を重要と考えているが、市の施策については十分に知られていない現状がうかがえます。

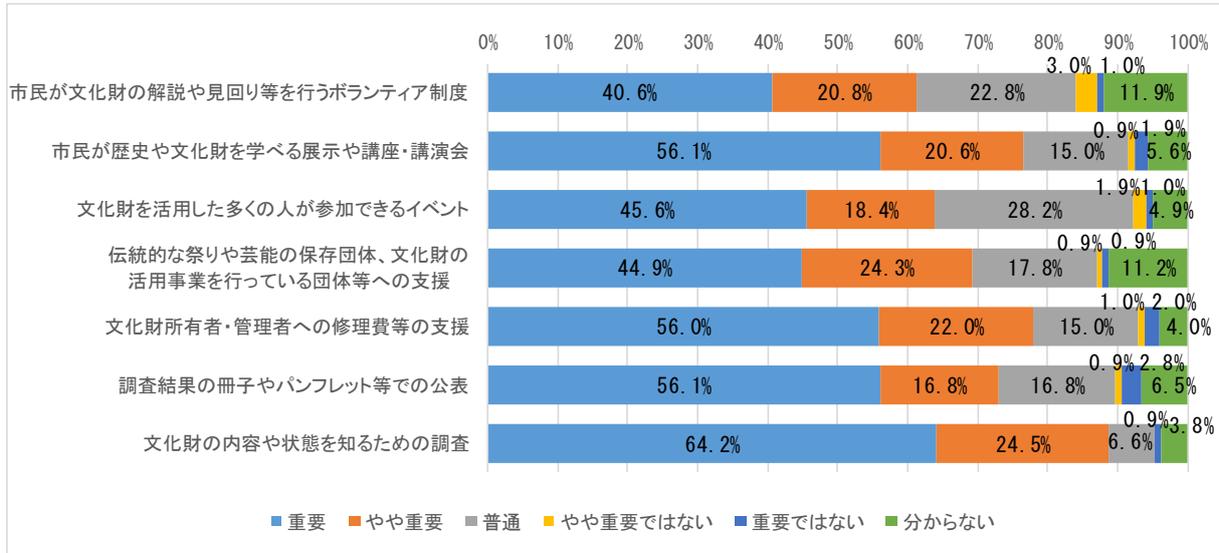


図8 文化財の施策の重要度

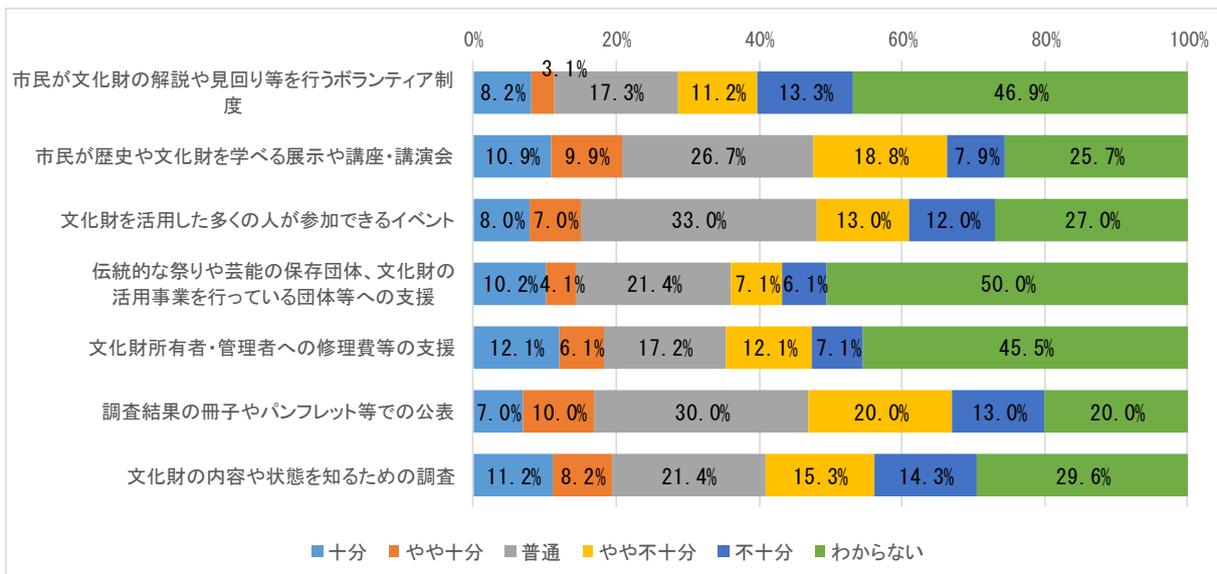


図9 文化財の施策の満足度

■展示施設のあり方

現状、展示施設は中小規模のものが分散しています。今後、中核的な博物館を望む方が56.7%と多い一方、中核的博物館との併存を含む分散型のあり方を望む意見も65.5%と多く、単純な統廃合や現状の維持だけでない検討が必要な結果となりました。

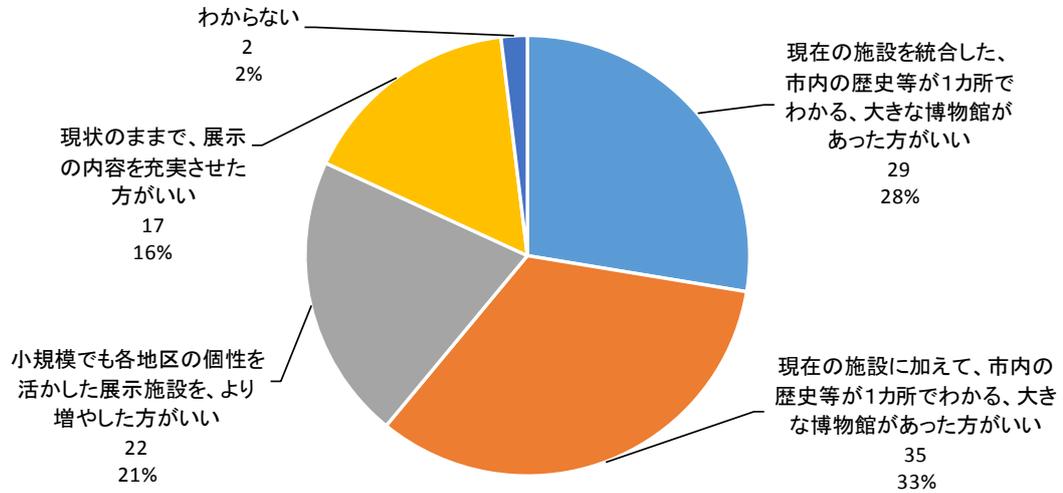


図10 展示施設のあり方

■文化財の活用方法

学校教育、次いで生涯学習での活用が多く挙がりました。施設回答者では生涯学習が多く、施設の見学経験が少ないWEB回答者では学校教育が多いというように、自ら積極的に文化財を利用するかによって文化財活用の考えに差があることがうかがえます。

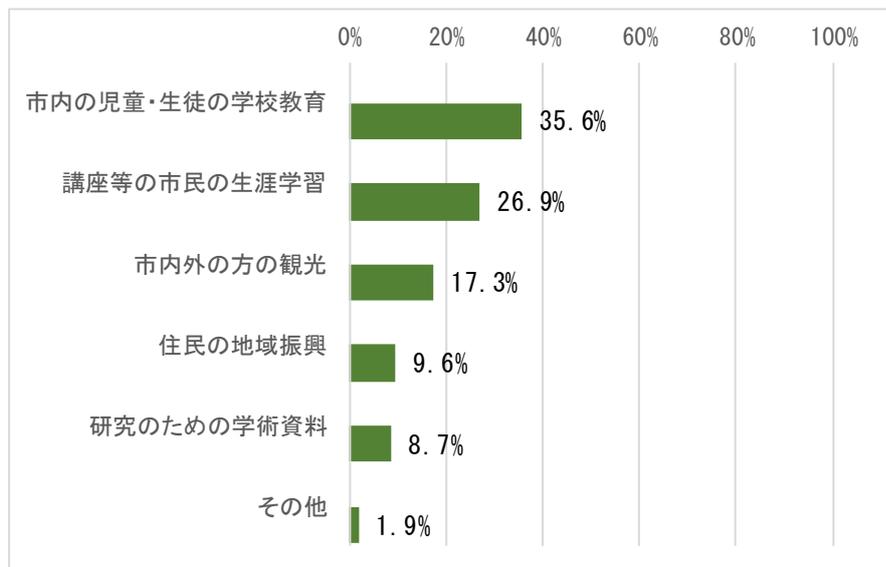


図11 文化財の活用方法

(2) 所有者等

つくば市内の指定等文化財の所有者・管理者に、文化財の状況や修理・保存事業の意向、文化財に対しての意識を知るため、意識調査を実施しました。ただし、地権者が多数となる史跡については、対象から除いています。調査のうち、個人や特定の団体に係わる情報、修理費用等の具体的で個別な情報を除き、集計しました。

結果として、多くの方が文化財を重要で誇らしいものだと考え、指定等や公開・活用にも好意的である一方、維持管理や修理等を困難と考える方や、次世代への継承に不安を感じている方がいることがわかりました。

■回答者

回答者は、全体 41 件で、うち有形文化財が 35 件、無形文化財が 6 件でした。

有形文化財	35	件
無形文化財	6	件
合計	41	件

■文化財の現状について

有形文化財について、すべての文化財の所在が確認できましたが、防犯・防火について不安を持つ所有者等が 5 割を超えることがわかりました。また、文化財に劣化や破損が目立つとする所有者等が 5 割いますが、費用等の問題から修理や保存事業の実施が難しい現状がわかりました。

無形文化財について、活動は概ね盛んですが、衰退傾向とする団体もありました。また、継承者となる若年層の不在を不安に思う意見もありました。

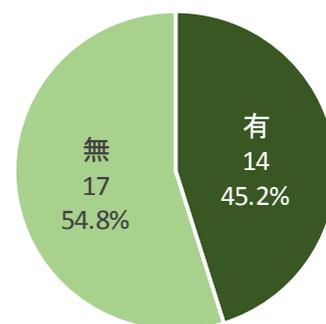


図 1 2 文化財の防犯・防火等について不安の有無

■つくば市の支援制度について

指定文化財への補助制度を「まったく知らない」とした所有者等は 4 割を超えることがわかりました。また、補助制度を利用した所有者等は、補助金額・補助率の増や、手続きの簡略化を望んでいることが窺えました。補助制度以外の支援の希望として、専門家による調査や保存方法の指導や情報提供、公開・活用の機会を作る意見がありました。

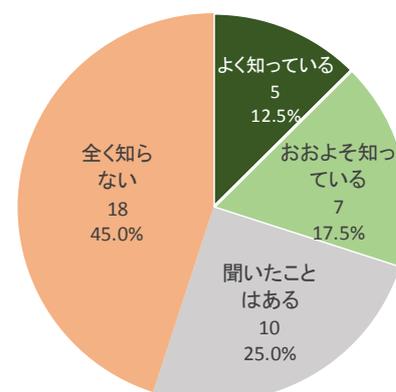


図 1 3 つくば市の支援制度の認知度

■文化財のイメージ

市民等への意識調査と同じ設問で、市民等と同様に文化財を重要と考える所有者等が大多数であることがわかりました。一方で、悪いイメージをあわせ持つ所有者等は約1/4と市民等よりも多く、特に当事者として費用や手間の面での困難さがうかがえます。

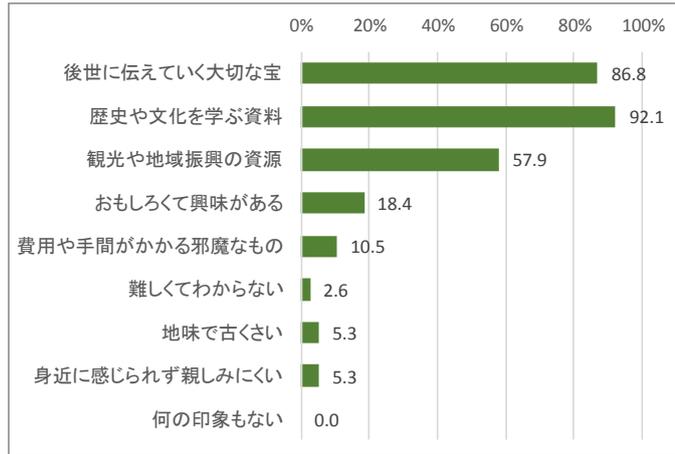


図14 文化財のイメージ（複数回答）

■文化財の活用方法

市民等への意識調査と同じ設問ですが、市民等とは異なり「住民の地域振興」での活用を望む意見が26.3%で生涯学習と並び最多となりました。立場によって活用への考えが異なることを示しています。

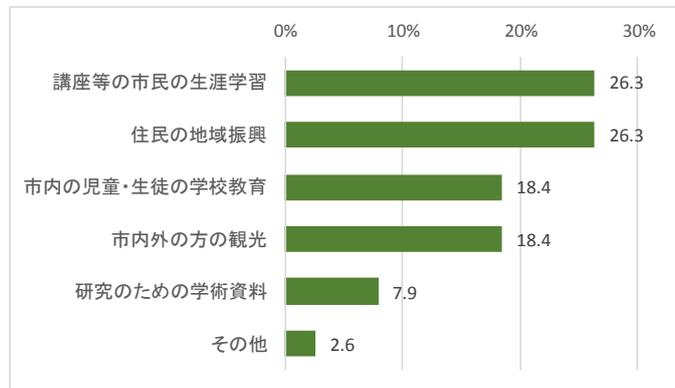


図15 文化財の活用方法

また、自分が所有する文化財の活用については、個別の問題がありながらも概ね前向きであることがわかりました。

■指定等への満足度

指定等を受けたことを好意的に考える所有者等が6割を超えました。その理由としては、家や地域の誇りとなること、文化財の価値を知ることができたこと、修理等について補助制度があることが挙げられました。また、「どちらともいえない」、「あまり良くなかった」とする所有者等も3割を超えており、理由として維持管理・修理等での費用や手間の問題が挙げられました。

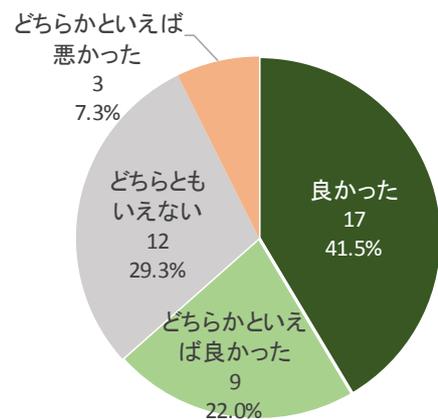


図16 指定等への満足度

資料5 用語集

遺構

遺跡の中でも、建物跡・墓跡・水田跡・畑跡・溝跡など、構築物の痕跡を指す。その存在する土地・場所と切り離して扱うことができないため、保存についてはその場所そのものを保存するか、図面や写真などの記録で保存する方法をとらなければならない。

遺跡

過去の人間生活の痕跡のこと。住居跡や古墳、城跡といった構築物（＝遺構）と、石器や土器といった生活用品・食用した動植物や埋葬された人間の遺体・装身具・武器などの出土品（＝遺物）の二つの要素から構成され、それらを残す遺跡を埋蔵文化財と呼ぶ。

遺跡地図（・地名表）

遺跡分布調査の結果をもとに、遺跡の所在地をまとめたものを遺跡地図と呼び、それに付随した遺跡の名称や概略をまとめたものを地名表と呼ぶ。

学術的調査

学術資料を得ることや研究を目的とした調査のこと。開発事業等で失われてしまう遺跡等の文化財について実施する、記録保存調査と対比して使われる。

確認調査

遺跡の現地踏査や試掘調査の結果などに基づいて、対象面積の一部を発掘調査すること。最終的な遺跡の所在と、遺跡の範囲や性格を確認することにより、遺跡の保存範囲や本調査範囲を確定することを目的とする。確認調査の内容を活用することにより、本発掘調査での機械力導入の可否や予算の見積もり、調査期間の算定などの基礎資料を得ることができる。

記録保存

埋蔵文化財の現状保存が困難であると判断された場合、事業によって失われてしまう遺構や遺物の出土状況を詳細に調査記録し、報告書等の記録として後世まで保存すること。

現状変更

国・県・市などで指定されている文化財の現状を変えること。史跡では建設工事以外の簡易な堀削や盛土、イベントによるテントの設置なども含まれ、指定団体の許可が必要となる。

現状保存

遺跡等の予備調査の結果、事業計画との整合が図れると判断された場合、現況のまま公園・緑地、学校敷地内の空間地等の公共・公益施設用地として保存すること。

公有化

現状変更不許可地を公有化すること。建替などの制限がある地区の場合、買収して公有化することにより、史跡を現状保存および活用等の円滑化を図る。

ジオパーク

地球科学的に価値の高いもしくは景観として美しい地形・地質や生物・生態系を保護するとともに、教育やツーリズム、防災活動などに活用し、持続可能な地域振興に寄与することを目的とし、「大地の公園」とも呼ばれる。

試掘調査

山林など現地踏査によって地表面の観察ができず、埋蔵文化財の所在、規模、種類等十分判断できない場合、埋蔵文化財の有無・分布を把握することを目的として部分的に行われる発掘調査のこと。地質や遺構の深さ等の条件によっては、掘削機械の活用や物理探査を利用する。また、試掘調査の段階では、用地買収前であることが大半であり、土地所有者の承諾や農地転用等の諸手続に遺漏のないよう留意する必要がある。

市町村史編纂

郷土の歴史を正しく後世へ伝えるため、歴史資料を体系的・分類的に調査・整理・記録すること。また、歴史資料の散逸を防ぐために収集を行うと同時に、調査・解読が進み次第、史料集や市史として刊行する。

悉皆調査

市内に所在する各種文化財（無指定を含む）の基本調査を行うことで、今後の文化財保存対策を立案するためのデータを収集するために行う。

整理（保管）箱

古文書や出土遺物を適切に整理・保管するための箱のこと。

地下保存

遺跡を一定の厚さの保護層の下に残す保存方法のこと。

廃校

閉校や統廃合などにより廃した学校のこと。公共施設の誘致や民間活用などによる地域活性化につなげていくため、地元住民の意向を尊重して、廃校利用が検討されている。

発掘調査

遺跡を詳しく知るために行う調査のこと。確認調査と本調査があり、現地調査・整理調査・報告書の刊行なども含まれる。

文化財保護審議会

文化財保護法の規定に基づいて、県や市町村の教育委員会に置かれた審議会のこと。教育委員会によって委嘱または任命された学識経験者のある者および関係行政機関の職員から構成され、専門家より貴重な意見を得ることを目的とする。つくば市の場合は、会議・調査等を年2回以上実施し、諮問・答申のほか、文化財行政に係る重要事項について、協議・検討・報告等を行う。

分布調査

遺跡の分布状況を現地踏査等によって確認する調査のこと。現地踏査とは地形図や都市計画図などの既存資料をもとに、実際に現地を歩いて表面的に観察することにより、埋蔵文化財の有無や分布を確認・把握すること。

補助金

文化財の管理や修理等は所有者が行うものであるが、国・県・市の指定文化財については、法や条例、規則、要綱等に基づき、所有者が行う保存事業費の一部を行政が補助する制度がある。

保存科学

劣化の著しい工芸品や遺跡からの出土品等で、保存に支障をきたすような脆弱なものについて、科学的な保存処理を研究している分野。